

参考資料

I 空き家に関する実態把握等

① 空き家に関する相談の受付状況

平成 27 年 3 月に「空き家総合相談窓口」を都市計画課内に設置・開設しました。神奈川県居住支援協議会が設置している広域相談窓口の地域版として、主に空き家所有者からの相談業務（一次相談）を行っており、相談内容に応じ、関係各課との連絡・調整を行うほか、より専門的な相談については、広域相談窓口や各協定締結団体とも連携して問題解決を図っています。

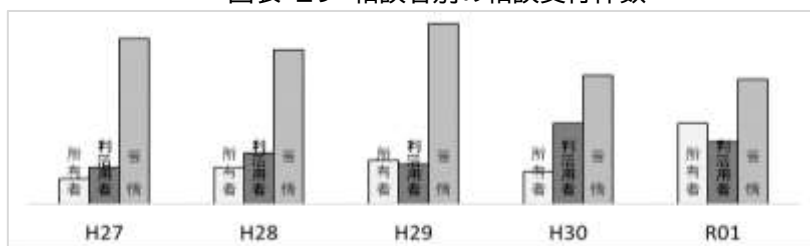
図表 28 年度別空き家相談受付状況

年度	空き家相談			苦情相談				計	内 空き地
	管理方法	貸したい 売りたい	借りたい 買いたい	草木害虫やゴミなど	屋根などの飛散・倒壊など	防犯・防火上危険	その他		
H27	4	3	10	35	7	3	0	62	8
H28	3	4	14	33	5	3	1	63	8
H29	5	7	11	42	0	5	2	72	18
H30	3	6	22	19	15	1	0	66	7
R元	9	13	17	15	16	3	0	73	4
R02 12月末	11	8	34	21	10	0	0	84	0
合計	35	41	108	165	53	15	3	420	45

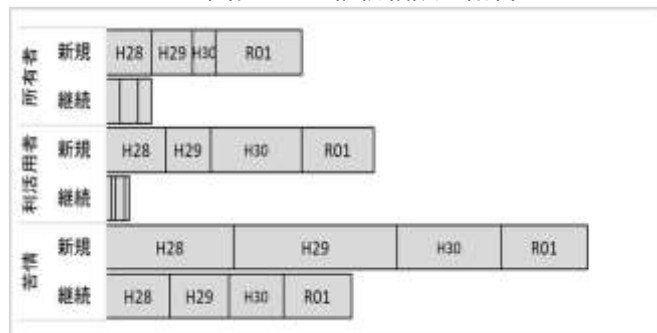
所有者相談では、空き家の管理方法についての内容が多くなっています。利活用相談では、住宅や店舗を探す個人の他に、ビジネスや実証実験の場として、個別の空き家だけではなく、空き家群として活用したいと希望する企業や団体からの相談も受け付けています。

相談内訳は、苦情が多い傾向ですが、近年は、所有者からの相談も増えています。また、苦情のうち、3分の1は継続案件であり、問題が長期化しているものもあります。

図表 29 相談者別の相談受付件数



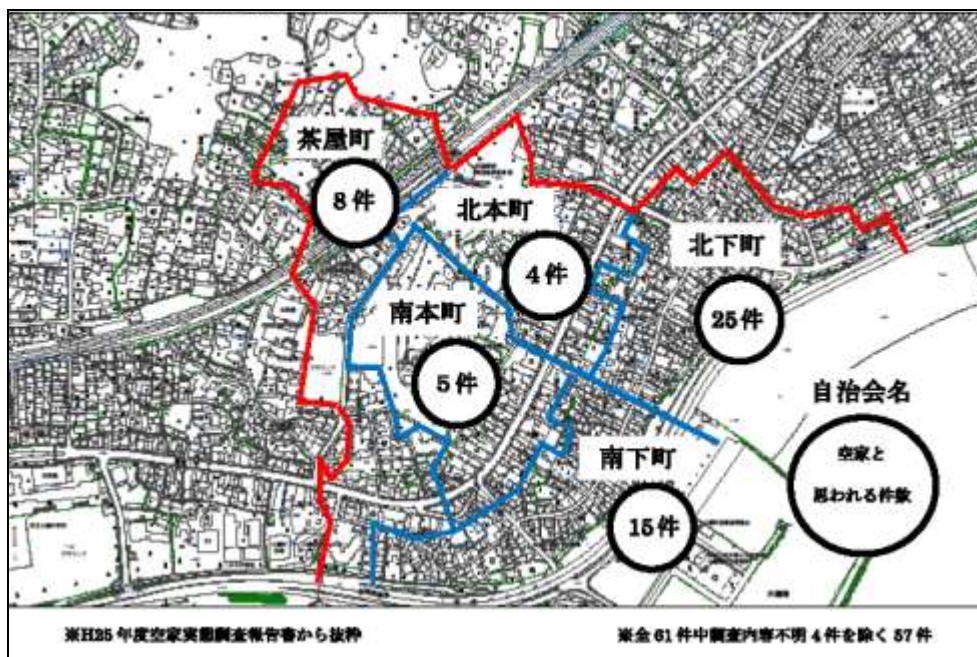
図表 30 継続相談の割合



② 平成 25 年 神奈川県居住支援協議会による空き家実態調査

下町地区(北下町、南下町、北本町、南本町、茶屋町)の目視による実地踏査により、集合住宅を除く 876 戸中、57 戸(調査不可物件 4 件を除く)が、空き家あるいは空き家の可能性がある(空き家率 6.5%)として抽出されました。

図表 31 みなと下町エリアの空き家調査結果(H25)



目視により「空き家の疑いあり」とした建物を点数評価(門扉の施錠、雨戸の閉めきり、表札が無いなど 各1点)し、合計2点以上で「空き家の可能性があり」としました。

抽出された空き家は、敷地及び建物規模が極小～小規模の木造専用住宅(平屋の割合 2割)がほとんどであり、外観の劣化等がみられる物件も半数を占めていました。

		北本町	
		一戸建	専用住宅
木造		1階建	
不明		小(15～30坪未満)	
6m以上		空家の詳細判断で決定	
() ※その他の具体的内容		ガレージ マット	
表札 無し【1点】		雨戸 全部閉めきり【1点】	
門扉の施錠 有り【1点】		鉢植え・植栽がない【1点】	
合計 4点		※2点以上: 空き家の可能性ありと判定	
門扉	有り	塀・柵	有り
窓ガラス	破損無し	ゴミ等の放置	無し
駐車場	有り	雑草	確認できず
外観			
隣家と敷地が一体			

③ 平成 27 年 大磯市 来場者、出店者アンケート

大磯市・来場者アンケートの実施要領

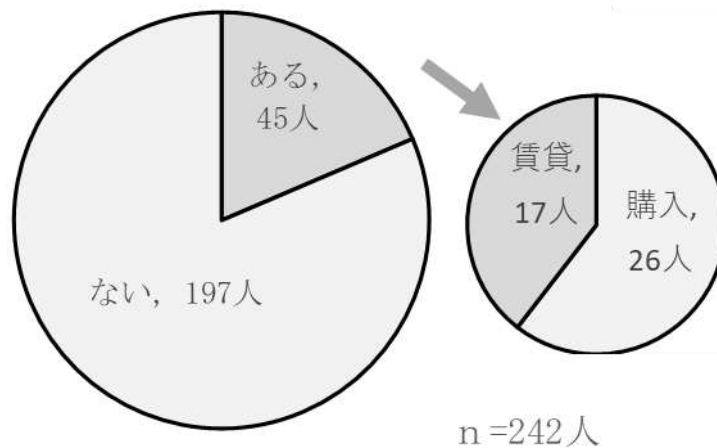
実施日:平成 27 年 10 月 18 日

実施主体:大磯町

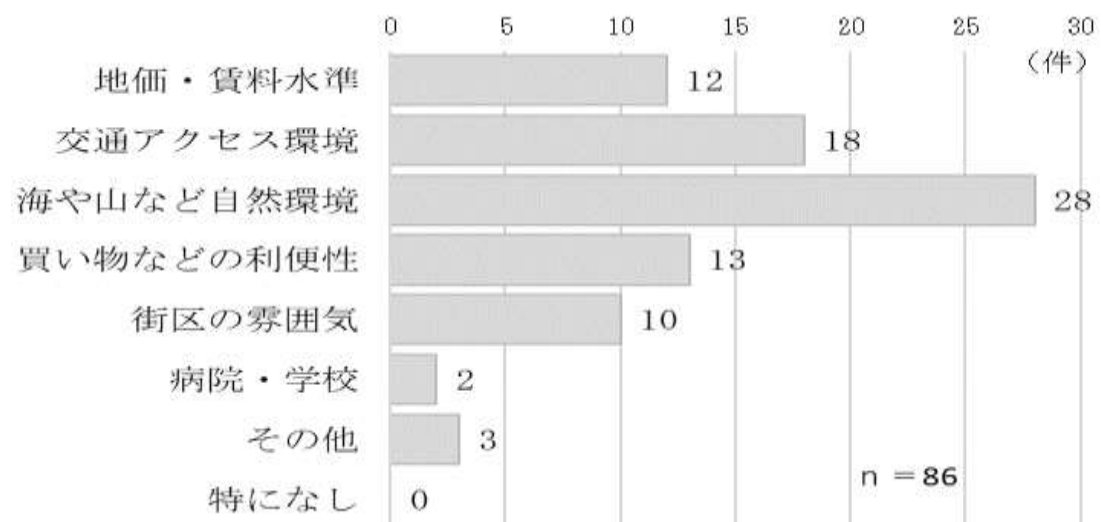
実施方法:大磯市会場で来場者に手渡し、その場で記入していただき回収

回収数 :326 票

図表 32 大磯町へ移住検討の有無



図表 33 居住に際し重要視するもの



大磯市・出店者アンケートの実施要領

実施日:平成 27 年 12 月 24 日～平成 28 年1月4日

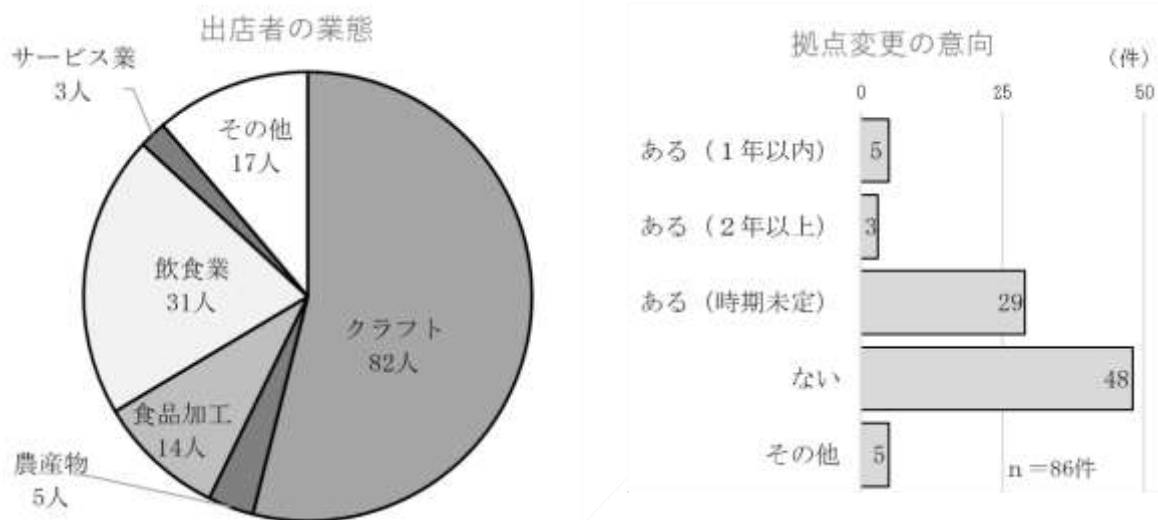
実施主体:大磯町商工会・大磯市実行委員会

協力:大磯町

実施方法:大磯市サイトに出店者向けの WEB アンケートを掲載し記入送信

回収数:152 票

図表 34 出店者の業態と大磯への拠点変更の意向



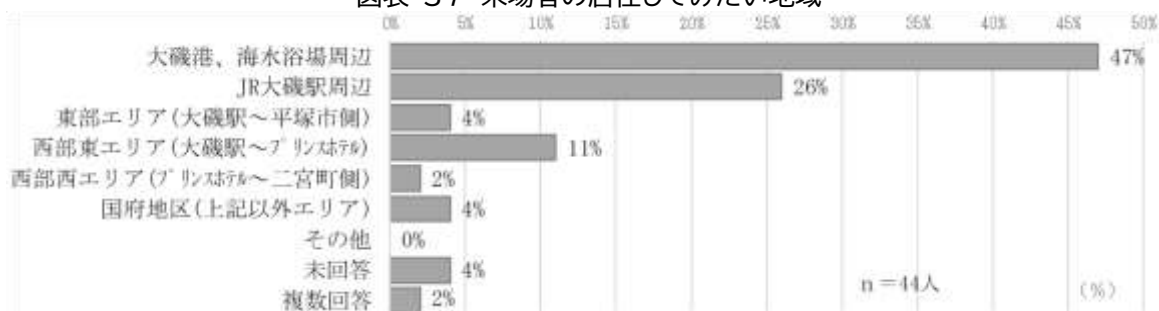
図表 35 出店者の現在の活動形態



図表 36 出店者の行政への要望

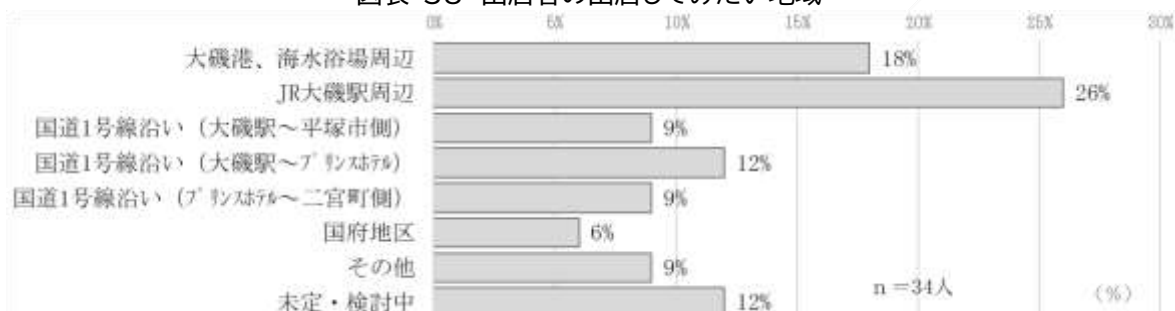


図表 37 来場者の居住してみたい地域



来場者が、居住したい地域は大磯港、海水浴場周辺(47%)、大磯駅周辺(26%)となり大磯地区で高い。その理由は、海や山などの自然環境(33%)、交通アクセス、買い物など利便性(15%)の順となっている。

図表 38 出店者の出店してみたい地域



出店してみたい地域は、大磯駅周辺(26%)、大磯港や海水浴場周辺(18%)で 来場者と同じような傾向が見られる。その理由は、海や山などの環境的要因(25%)が一番多く、次いで大磯市への定期的な出店で集客を得ており、常設出店でより売上げを増やしたいから(21%)、のんびりしている、静かだから(17%)の順になっている。

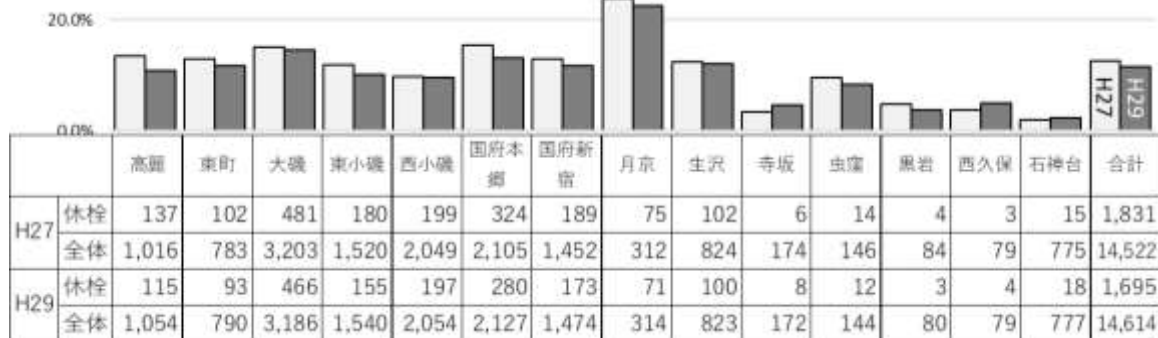
図表 39 町のおよそのエリア分布



④ 水道休栓情報を活用した空き家調査

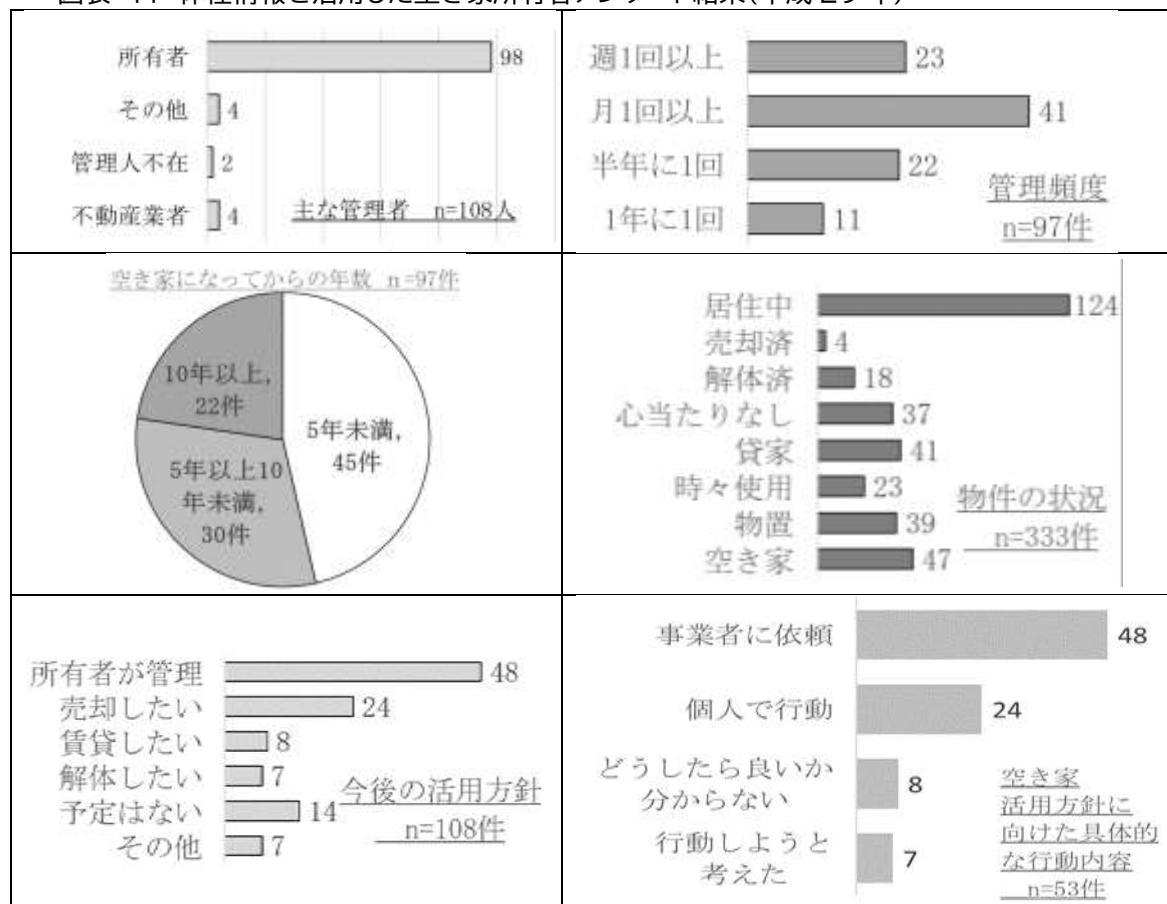
空家特措法第 10 条に基づき、神奈川県企業庁水道局より、町内の水道使用(休栓)情報の提供を受け、地区別空き家数を推計しました。

図表 40 水道休栓情報による空き家率



町内全体の空き家率は 11.6%で、大磯(14.6%)、国府本郷(13.2%)と人口密集地の空き家率が高くなっています。また水道休栓情報では 集合住宅も対象となっているため、月京(22.6%)のように集合住宅が多く人口が少ない地域では空き家率が高くなる傾向にあります。 空き家率=10月1日現在の水道休栓数÷1月1日現在の家屋台帳数

図表 41 休栓情報を活用した空き家所有者アンケート結果(平成 29 年)



⑤ 平成30年 区長空き家マッピング調査における所有者意向調査

区長調査により226件の空き家と思われる物件の所在地を確認し、平成30～令和元年の2か年にわたり所有者に意向調査を行いました。

図表 42 所有者意向調査(平成30年度)

平成30年度

平成30年度 現地調査 121	H31.1.28 アンケート実施 50 送付しない 71	回答 21 回答無し 29 回答率 42%	活用意向 売却・賃貸希望 9 そのまま漠然 4 将来使う・別荘 3 接道・資金ない 5 処分すべき割合 86%	参考見積→不成立 1 空き家バンク 1 売買相談→成立 1
--------------------	------------------------------------	-----------------------------	--	-------------------------------------

相談を希望する3件の所有者と、協定団体と町の3者で対応策を協議し、1件は空き家バンクに掲載し、1件は売買が成立しました。残りの1件は、相談継続中です。

図表 43 所有者意向調査(令和元年度)

令和元年度

令和元年度 現地調査 105	R元.12.11 R2.1.22 アンケート実施 47 送付しない 58	回答 32 回答なし 15 回答率 68%	相談意向 管理法 4 売買賃貸 3 なし 25 相談室の期待度 22%	家財整理業者相談 1 相続(認知症)相談 1 相隣(越境樹木)相談 1 相談予約(外出自粛中) 1 参考見積(外出自粛中) 1 接道(通行地役権)相談 1
現状 住家 3 時々利用 13 物置 4 利用なし 8 その他 4 空き家 38%	今後の予定 売りたい 5 現状のまま 14 不動産屋依頼中 3 何かに活用したい 6 その他 4 行動済み 9%	建築年 1940代 2 1970代 4 1980代 4 1990代 4 2000代 3 不明 15 旧耐震 66%	定期的管理 月に1回以上 7 数か月ごと 14 半年に1回位 2 年に1回位 2 殆ど行っていない 1 無回答 6 管理意識あり 78%	
空き家理由 死亡 7 空き家でない 2 介護療養 7 転居、転勤通学 5 不明 11 核家族 78%	状態 片付けが必要 5 修繕が必要 8 その他 5 不明 14 対策が必要 41%		空き家発生時期 1980代 1 1990代 1 2000代 3 2010代 15 別荘 1 不明 11 10年以上経過 50%	

相談を希望する6件について対応策を検討開始しましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により外出自粛となり中断状態となっていました。令和2年6月から順次、相談を再開しています。

⑥ 大磯町空き家バンク

平成 29 年度から、空き家情報を町ホームページで公開しています。令和元年度から、全国版空き家⁹バンクへの情報掲載を開始するとともに、大磯町空き家バンク実施要綱を運用し、空き家利活用希望者の情報も公開しています。

図表 44 「大磯町空き家バンク」のしくみと登録件数



	新規登録数			年間活用数		合計	参考)年度末数		
	空き物件		利活用希望者						
	住宅	店舗等		売買	賃貸		住宅	店舗等	利活用希望者
H29 年度	1	0	—	1	0	2	0	1	-
H30 年度	1	2	—	0	2	5	2	1	-
R 元年度	2	0	1		2	5	1	1	1
R2年 12 月末	1	1	16		2	20	1	1	16

⑦ 空き家の譲渡所得の 3,000 万円控除(確認書交付実績)

図表 45 3,000 万円控除・確認書の交付実績

	棟			枚数
	家屋付き	更地	内拡大枠 ¹⁰	
H28 年度	0	1	-	2
H29 年度	1	0	-	2
H30 年度	1	2	-	4
R 元年度	0	3	1	7
R2年 12 月末	0	1	0	1

⑧ 低未利用地の長期譲渡所得の 100 万円控除(確認書交付実績)

図表 46 100万円控除・確認書の交付実績

	棟		枚数
	家屋付き	更地	
R2年 12 月末	-	-	-

⁹国土交通省で運用している「全国版空き家物権の検索サイト」で、公募により 2 事業者が実施している。大磯町では令和 2 年から㈱LIFULL とアットホーム㈱の両事業者が運営するサイトにも情報を掲載している。

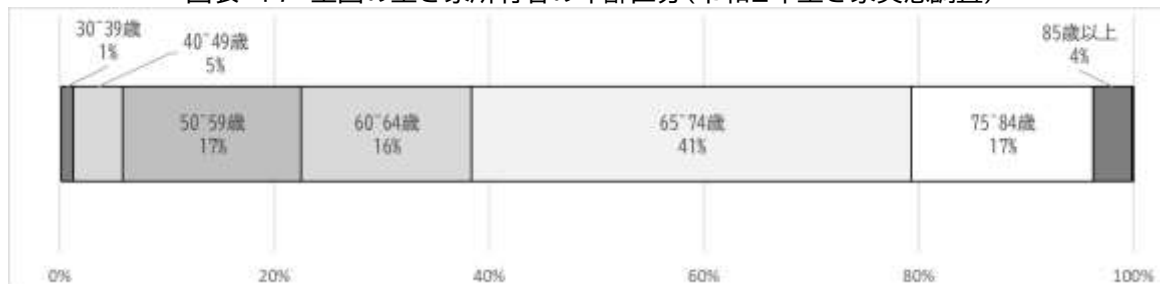
¹⁰ 拡大枠 令和元年税制改正により老人ホーム等入所の場合でも状況により空家譲渡所得の 3000 万円控除が活用できるようになった

Ⅱ 各種統計情報や関連計画・見込み等

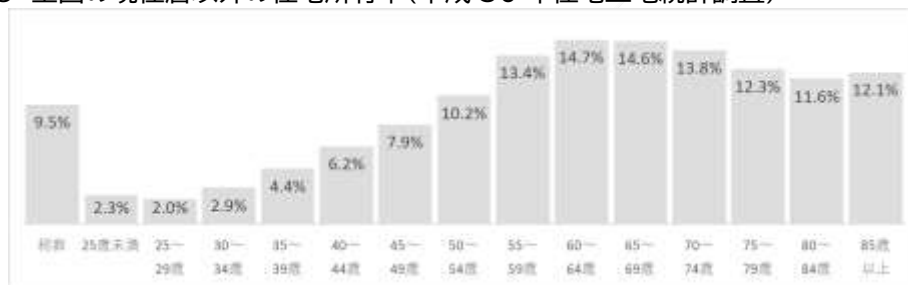
① 高齢社会と空き家問題の関係性

空き家の所有者の9割近くが、50歳以上であり、50歳以上の1割が現住居以外に住宅を所有しています。また75歳を過ぎると認知症の有病率は1割を越え、加齢とともに上昇しています。また、令和元年度版高齢者50歳から75歳までの期間に適切な空き家予防・空き家対策を行い、高齢期を安心して過ごせるよう準備を行う必要があります。

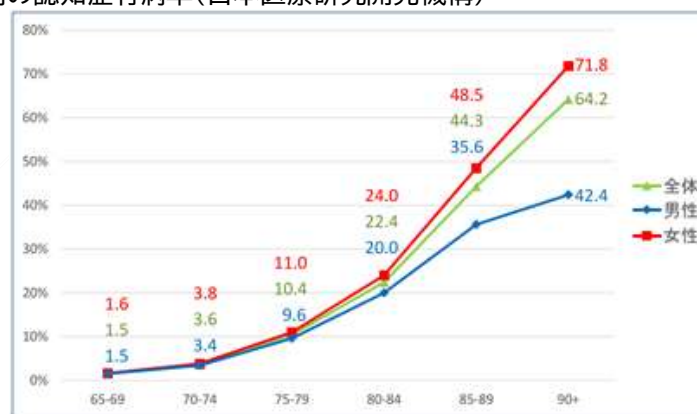
図表 47 全国の空き家所有者の年齢区分(令和2年空き家実態調査)



図表 48 全国の現住居以外の住宅所有率(平成30年住宅土地統計調査)



図表 49 年齢別の認知症有病率(日本医療研究開発機構)



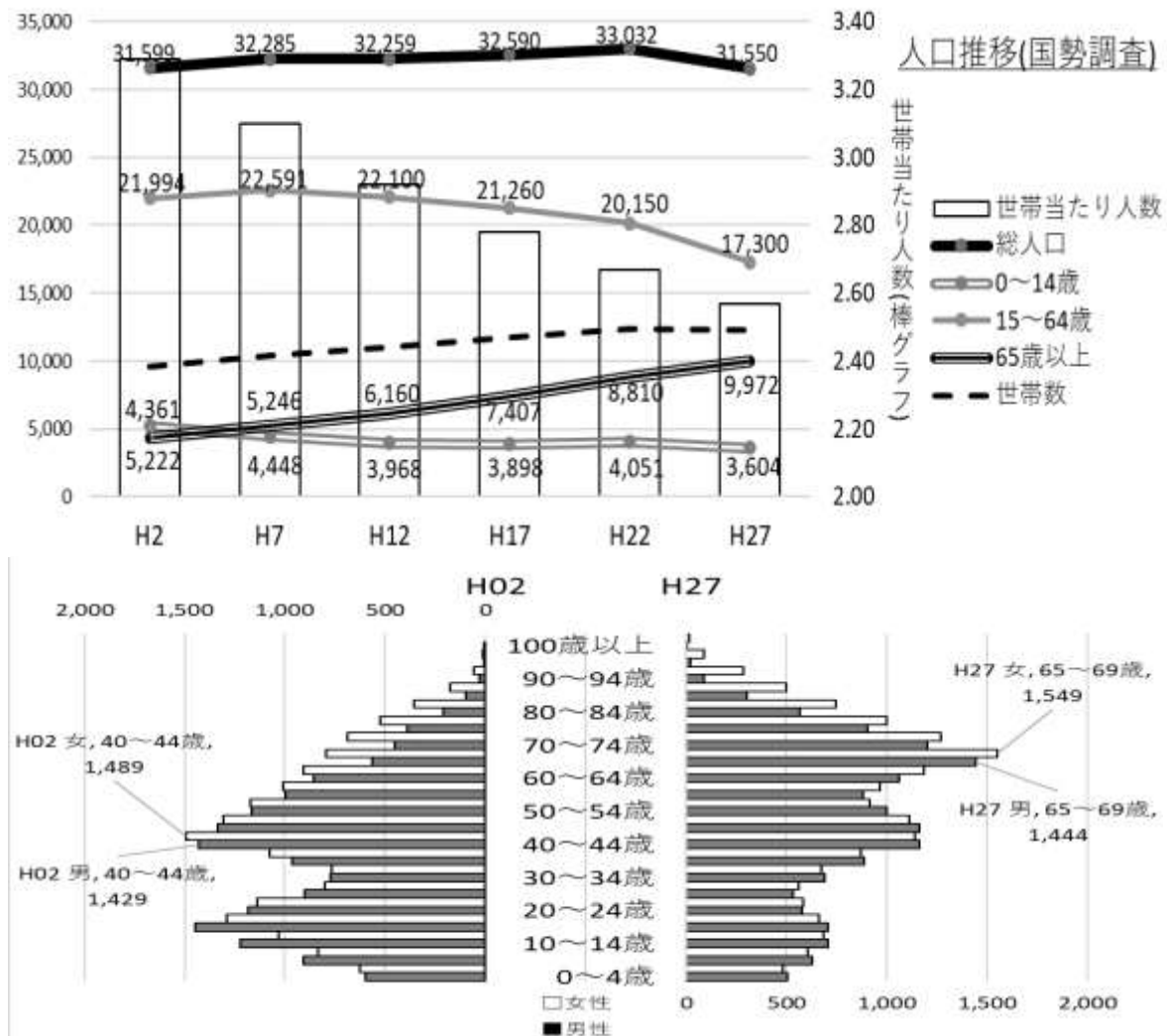
図表 50 平均寿命の将来推計(令和2年度版高齢者白書)

	令和2年	令和12年	令和22年	令和32年	令和42年	令和47年
男	81.34歳	82.39歳	83.27歳	84.02歳	84.66歳	84.95歳
女	87.64歳	88.72歳	89.63歳	90.40歳	91.06歳	91.35歳

② 大磯町の高齢化と持ち家の状況(出典:平成27年国勢調査)

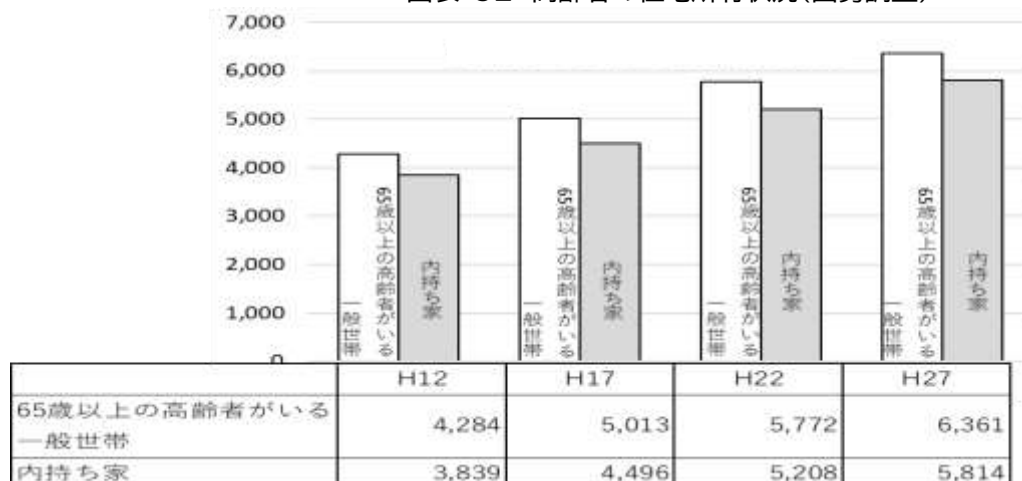
平成2年から平成27年の総人口の大きな変動はありませんが、団塊世代(昭和22年～24年生まれ)が65歳以上になったことで、高齢者割合が上昇しています。

図表 51 人口の推移等及び年代別内訳

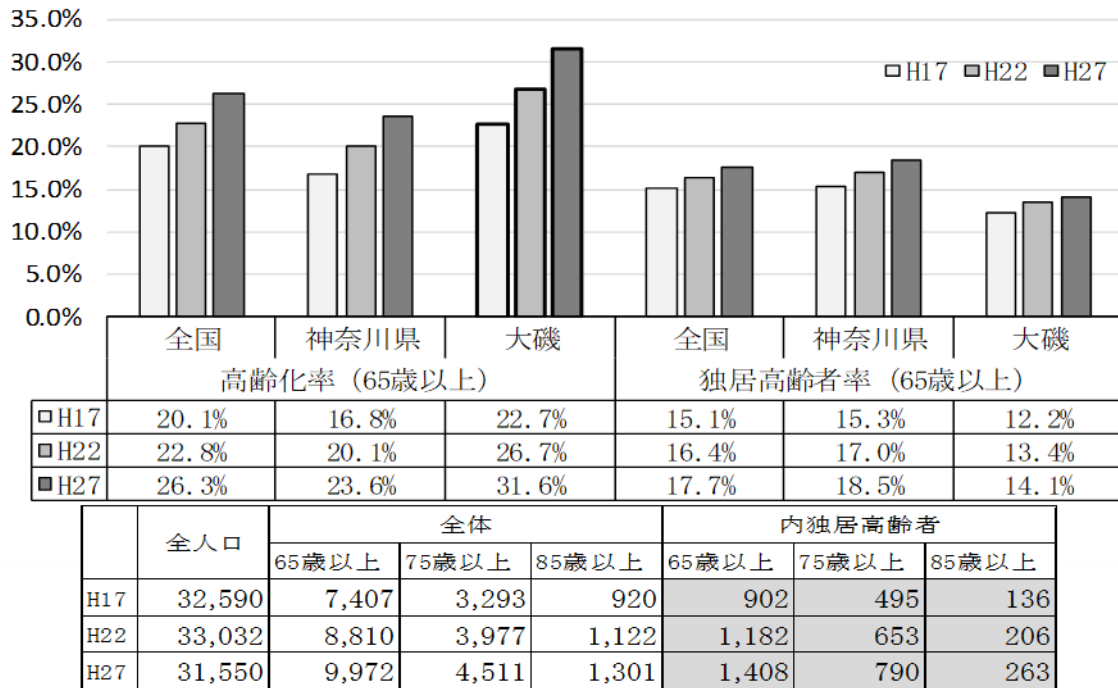


65歳以上高齢者の9割以上が持ち家を所有しています。

図表 52 高齢者の住宅所有状況(国勢調査)

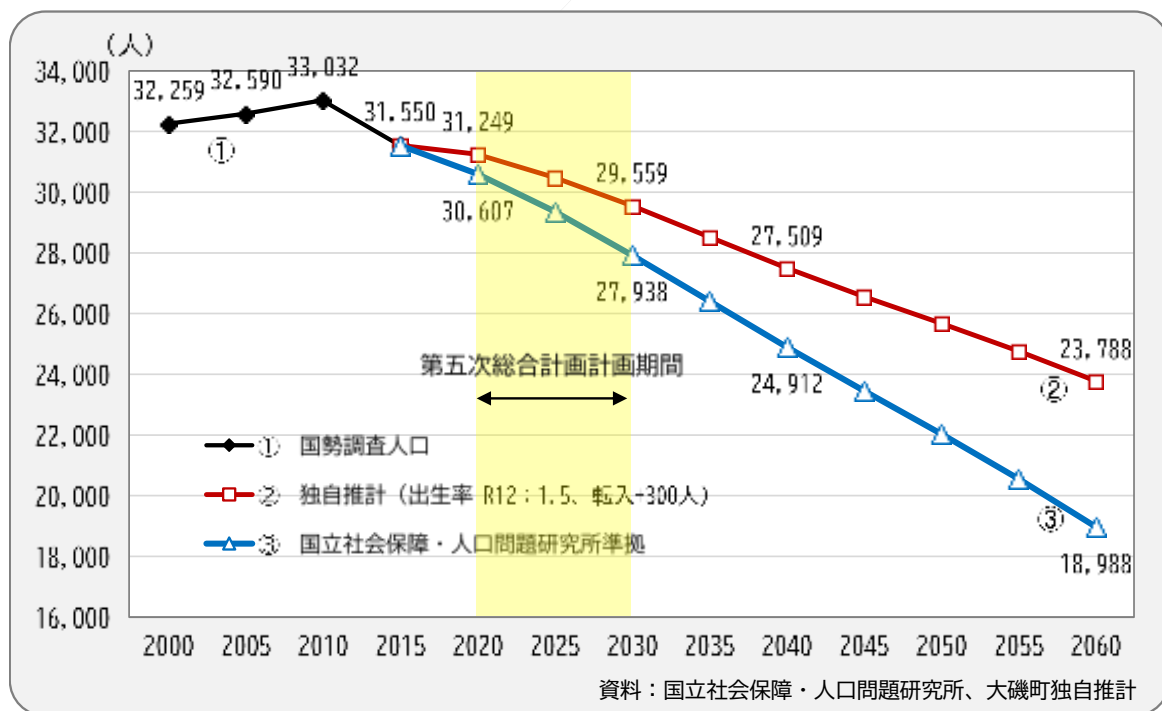


図表 53 平成 17 年以降の高齢化率(国勢調査)



③ 将来人口推計(出典:大磯町人口ビジョン・総合戦略)

図表 54 大磯町の将来目標人口(大磯町第五次総合計画 基本構想・前期基本計画)



④ 要介護認定者数、認知症高齢者数の推計(出典:第七期介護保険事業計画)

2025年(令和7年度)の要介護認定者数を策定時の1.3倍にあたる2,342人とし、認知症高齢者数についても1.2倍以上増加し1,348人に増えると推計しています。

図表 55 介護保険認定者数の推移



※各年9月末現在値。2017年以降は推計値。

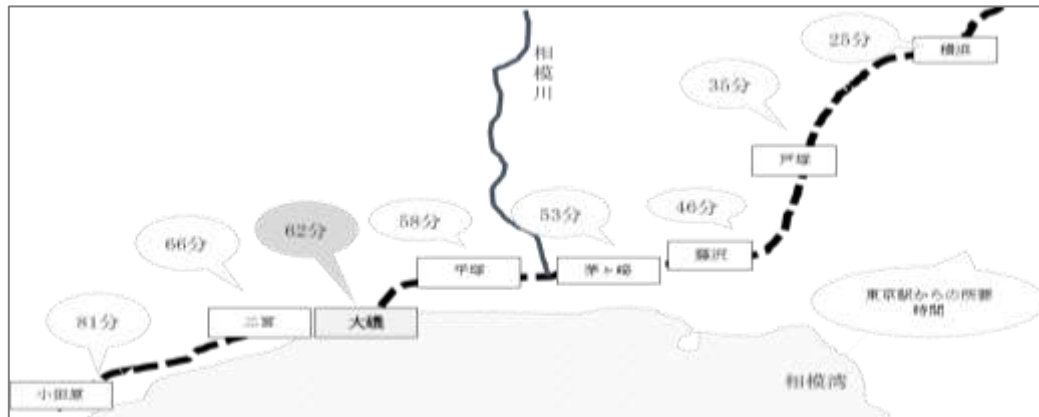
図表 56 推定認知症高齢者の推計



⑤ 東海道沿線市町村の地価評価(住宅地)

大磯町への転入、出店を考えていても最終的に地価等の高さがネックとなるとの実態があります。これは1区画あたりの敷地面積が近隣市等より比較的大きいため土地価格が高くなる傾向にあるためです。しかしながら東京への鉄道での通勤時間が1時間ほどであること、良好な地域環境等を考えると、東京圏全体でみれば相応の立地競争力を有しています。

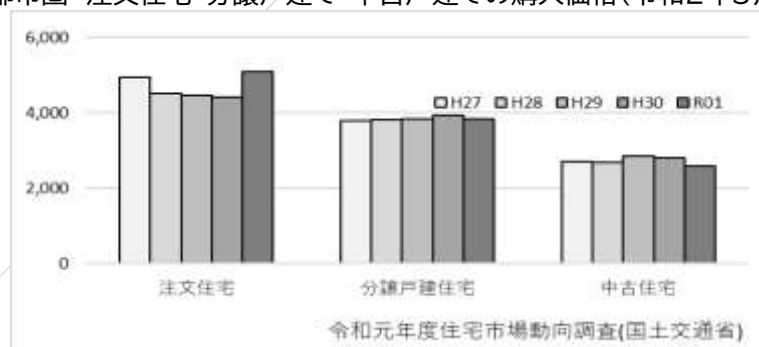
図表 57 東海道線沿線にある各市町村の神奈川県地価調査(住宅地)



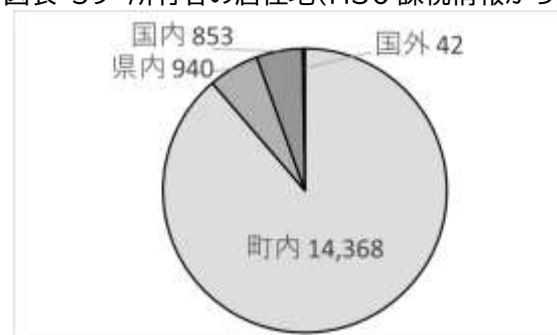
(千円未満切捨て)

	小田原	二宮	大磯	平塚	茅ヶ崎	藤沢	横浜
H28	108	90	119	128	187	204	220
H29	106	88	116	126	188	205	222
H30	105	85	112	122	188	204	226
R01	103	83	109	120	189	203	229
R02	101	80	105	118	188	203	230

図表 58 三大都市圏 注文住宅・分譲戸建て・中古戸建ての購入価格(令和2年3月13日発表)



図表 59 所有者の居住地(H30 課税情報から)

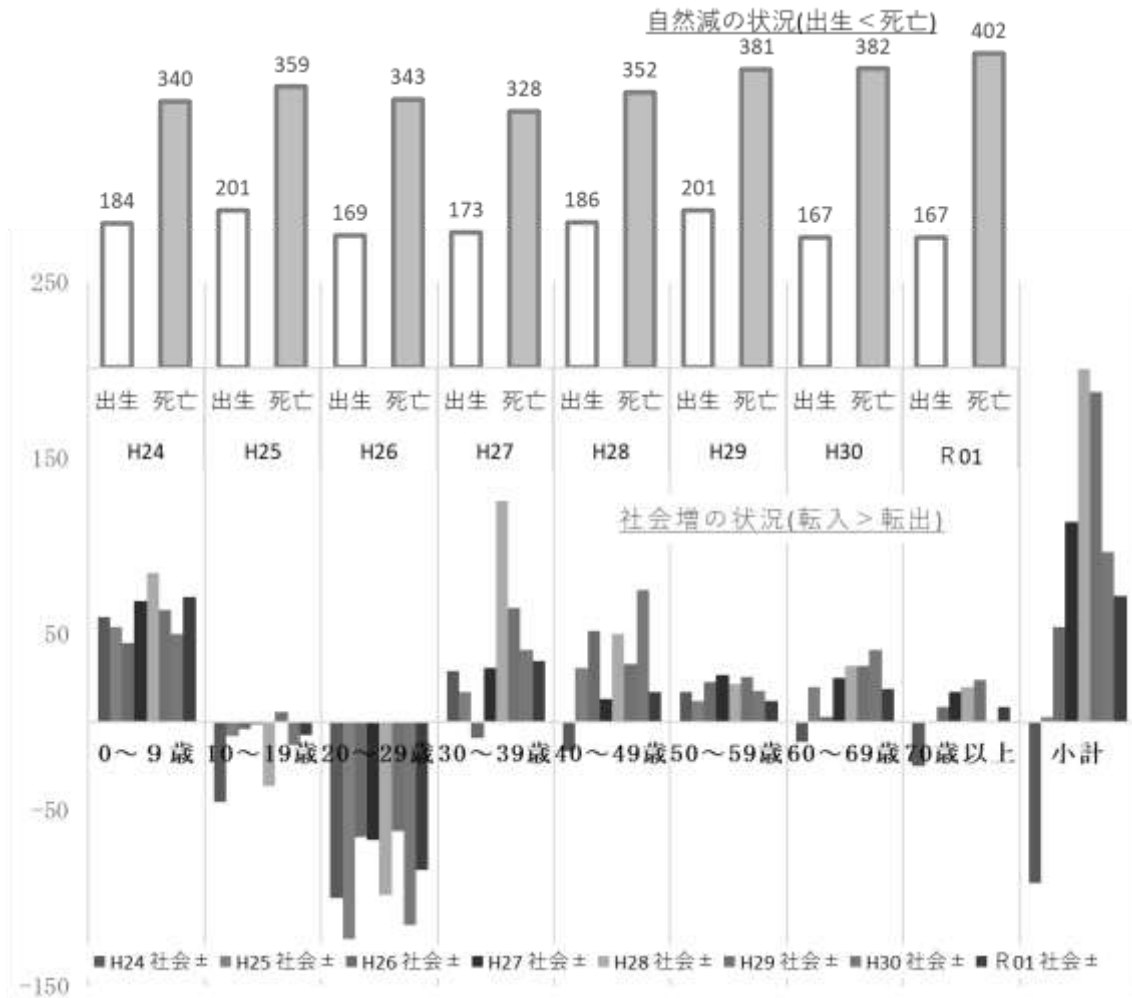


⑥ 人口の状況

大磯町では、出生数より死亡数が上回り、自然減の状況にあります。

また、10歳ごとの転入出を確認すると、20歳～29歳の学生・新社会人の年代で転出者が多く、30歳～49歳の働き盛りの年代の転入が多いことが分かります。合計では、転入が多く社会増の傾向にあります。自然減と社会増で総人口は、平成30年以降は減少となりました。

図表 60 大磯町の近年の人口動態(神奈川県年齢別人口調査)

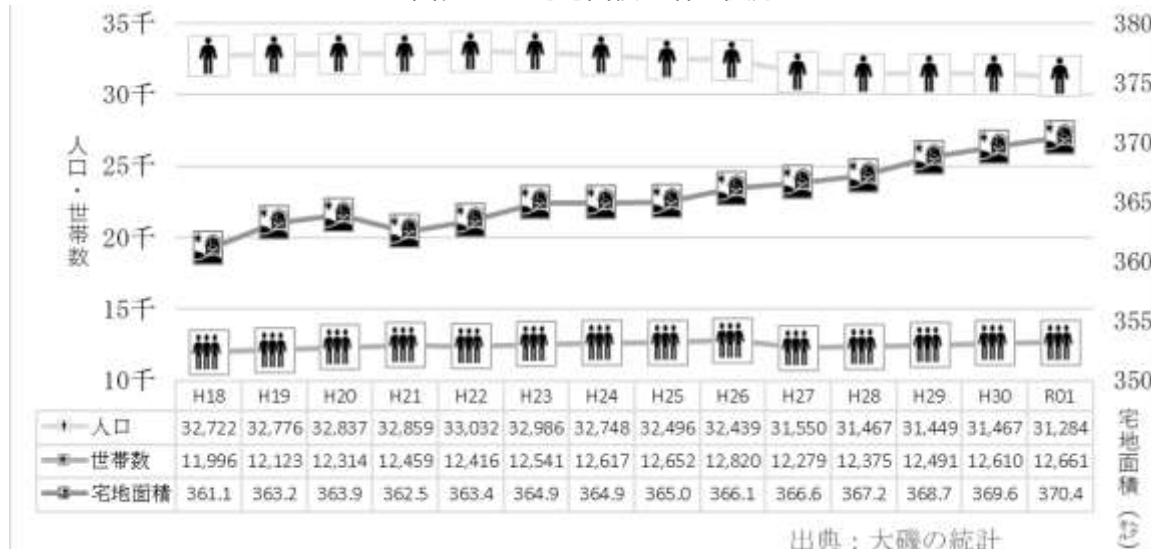


年代	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R01	
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出
0～9歳	145	85	157	103	146	101	175	106	166	81	172	108	136	86	151	80
10～19歳	73	118	75	83	72	76	65	66	65	101	80	74	77	90	85	92
20～29歳	275	375	233	356	253	318	293	360	223	321	255	317	226	341	263	347
30～39歳	326	297	322	305	285	294	324	293	342	216	311	246	277	236	255	220
40～49歳	148	164	162	131	197	145	174	161	203	153	180	147	222	147	173	156
50～59歳	89	72	92	80	103	80	111	84	107	85	98	72	92	74	101	89
60～69歳	82	93	104	84	86	83	89	64	83	51	98	66	80	39	71	52
70歳以上	69	94	81	81	88	79	95	79	109	89	106	82	92	92	89	80
小計	1207	1298	1226	1223	1230	1176	1327	1213	1298	1097	1300	1112	1202	1105	1188	1116
自然減 + 社会増	-247		-155		-120		-41		35		8		-118		-163	

⑦ 宅地の状況(出典:大磯の統計)

平成 18 年を基準とすると平成 29 年の人口は約 4% 減の 31,500 人を割り込んでいますが、宅地面積については約 2% 増となっています。このまま農地や雑種地などの宅地化が進み、空き家の活用が行われないと住環境への悪影響のみならず、道路整備やごみ処理などへのコスト増も懸念されます。インフラ整備に投入した税金コストを回収するためにも、空き家の適切な利活用を促す必要があります。

図表 61 宅地面積の増加状況



⑧ 農地の状況(出典:農業委員会資料)

農業委員会資料「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」によると全体の 3.76% が遊休農地となっています。

図表 62 農地の状況

平成 31 年 4 月 現在	管内の農地面積 ¹¹ (A)	遊休農地面積 ¹² (B)	割合(B/A)
	348ha	13.1ha 対前年度 0.1ha 増	3.76%

農業者の高齢化、後継者不足に加えて相続により農地を取得する非農家が増加しています。また、農地の多くが谷戸や斜面地に存在するため、農地面積が狭く、形状も複雑で効率的な営農が困難で農地の集積化が難しい状況です。

⑨ 空き地に関する土地の適正管理に関する相談受付(出典:環境課資料)

図表 63 空き地の適正管理に関する相談件数

年次	H28	H29	H30	R01
通知件数	9 件	10 件	10 件	16 件

美しいまちづくり条例では、土地の所有者等に対し、土地の適正な管理と悪臭等の発生防止に努めることを規定し、町は違反行為に対し指導又は勧告を行うことができるとしています。

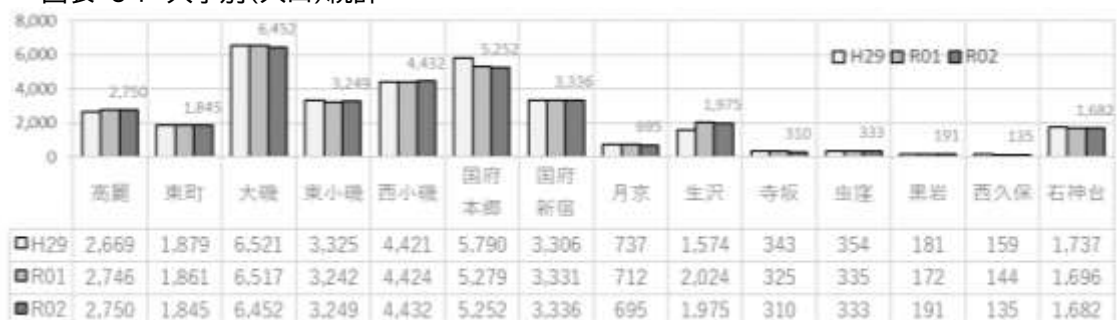
¹¹ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積

¹² 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した第 32 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する農地の総面積

⑩ 大字別統計(人口、高齢化率、転出入、新耐震基準、相続の状況)

1. 人口(住民票集計)

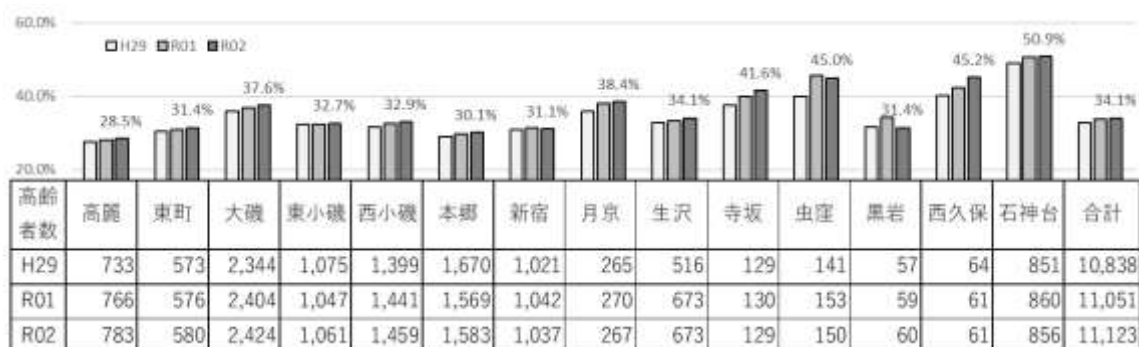
図表 64 大字別(人口)統計



2. 高齢化率(住民票集計)

10月1日現在の人口情報を確認すると、寺坂・虫窪・西久保では高齢化率が40%を超え、石神台では50%を超えています。

図表 65 大字別(高齢化率)統計



3. 転入・転出の状況(住民票集計)

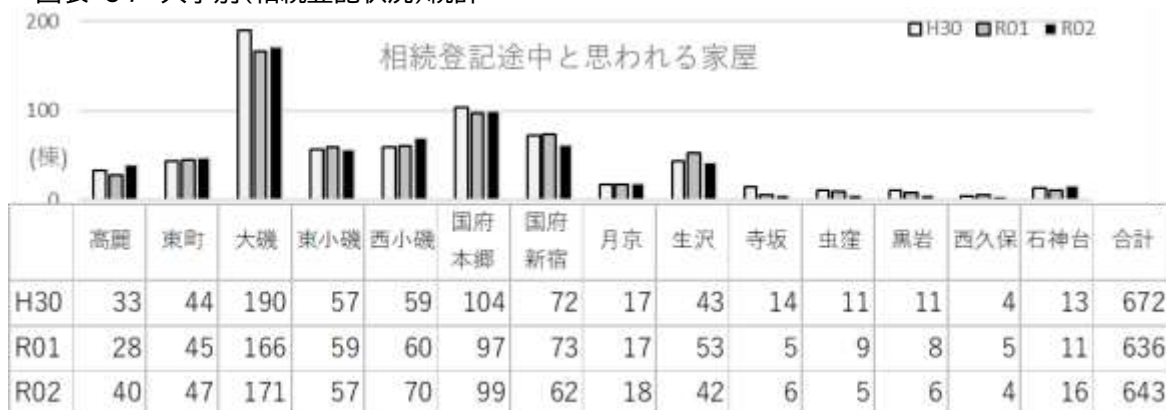
高麗では、平成29年から3年連続社会増になっていますが、年度により社会増と社会減になっている地区があります。月京、生沢、寺坂、虫窪、黒岩、西久保及び石神台では社会減の状況が続いています。

図表 66 大字別(転出入)統計



4.相続登記の状況(固定資産税課税資料)

図表 67 大字別(相続登記状況)統計



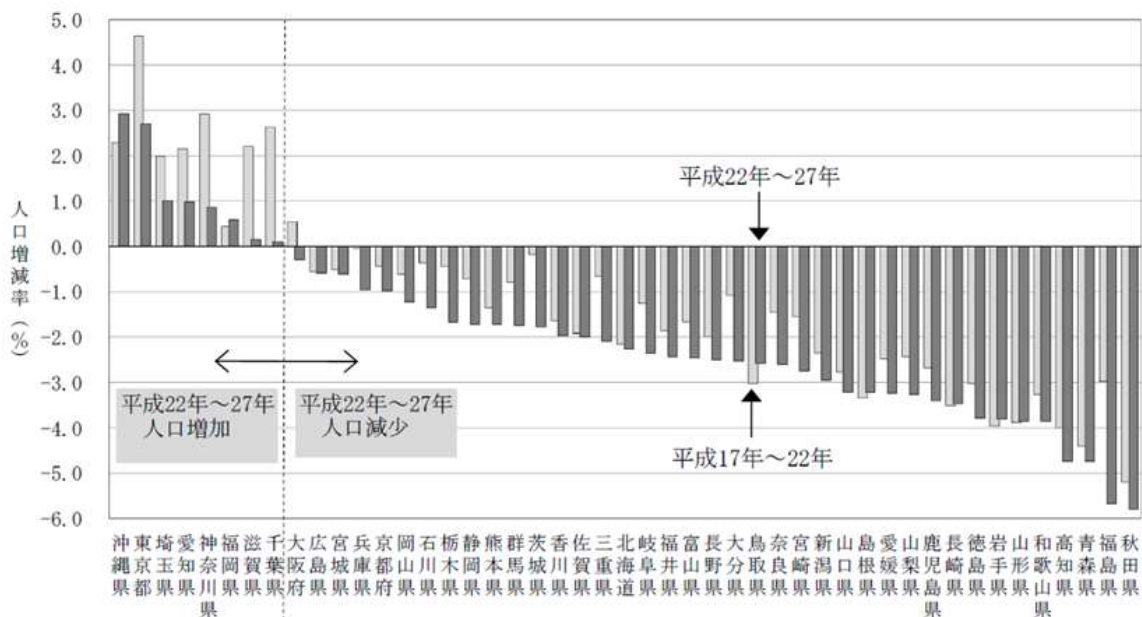
5.新耐震基準の建物(固定資産税課税資料)

図表 68 大字別(新耐震基準)統計



⑪ 都道県別人口増減率(出典:平成 27 年国勢調査)

図表 69 都道県別人口増減率(平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果)



Ⅲ 関係法令等

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

- 第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないとき

は、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二七年二月政令五〇号により、本文に係る部分は、平成二七・二・二六から、ただし書に係る部分は、平成二七・五・二六から施行]

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○大磯町空家等対策協議会規則

令和2年3月27日大磯町規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例(昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。)第2条の規定により設置された大磯町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関し町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 法務、不動産及び建築に関する学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 福祉、文化等に関する地域代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中に新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員(議長を除く。)の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、空家等対策主管課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(会議の招集の特例)

第10条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

○大磯町空家等対策協議会

令和2年10月1日～令和4年9月30日

①神奈川県弁護士会	まつした あや 松下 純	
②神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部	よしかわ みのる 吉川 稔	
③全日本不動産協会 神奈川県本部西湘支部	おかもと まさのり 岡本 雅教	
④神奈川県司法書士会	そだ ゆうじ 曾田 裕二	
⑤神奈川県建築士事務所協会 平塚支部	せいた ひでき 清田 秀樹	
⑥神奈川県土地家屋調査士会	すぎざき たかふみ 杉崎 敬文	
⑦学識経験者	いずいし みのる 出石 稔	会長
⑧大磯町区長連絡協議会	たかぎ としひろ 高木 敏宏（～R03.3） すずき とよひ こ 鈴木 豊男子(R03.4～)	副会長
⑨大磯町社会福祉協議会	こだま さだこ 児玉 佐受子	
⑩町長が必要と認める者	なみかわ たもつ 南川 保	
⑪大磯町長	なかさき ひさお 中崎 久雄	

○民法(抜粋)

明治 29 年法律第 89 号

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(相続の放棄の方式)

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

(相続の放棄の効力)

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

(相続の放棄をした者による管理)

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

○大磯町美しいまちづくり条例(抜粋)

平成 23 年 10 月 4 日大磯町条例第 13 号

(土地の管理)

第 16 条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地が廃棄物の放置若しくは投棄、樹木、雑草等の繁茂又は害虫等の発生により、周囲に迷惑を及ぼすことがないように、その土地の適正な管理に努めなければならない。

(日常生活に伴う騒音、振動又は悪臭の防止)

第 17 条 何人も、日常生活において、地域の良い生活環境を阻害し、不快感を与える騒音、振動又は悪臭による公害を生ずることのないよう自ら配慮し、生活環境の保全に努めなければならない。

(指導又は勧告)

第 18 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

1.空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(概要) (国土交通省資料)

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

- 1 基本指針の背景
 - (1)空家等の現状
 - (2)空家等対策の基本的な考え方
 - ①基本的な考え方
 - ・所有者等に第一義的な管理責任
 - ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等
 - ②市町村の役割
 - ・空家等対策の体制整備
 - ・空家等対策計画の作成・実施等措置の実施 等
 - ③都道府県の役割
 - ・空家等対策計画の作成・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等
 - ④国の役割
 - ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定
 - ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等
- 2 実施体制の整備
 - (1)市町村内の関係部局による連携体制
 - (2)協議会の組織
 - (3)空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備
- 3 空家等の実態把握
 - (1)市町村内の空家等の所在等の把握
 - (2)空家等の所有者等の特定及び意向の把握
 - (3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段
 - ・固定資産税情報の内部利用 等
- 4 空家等に関するデータベースの整備等
- 5 空家等対策計画の作成
- 6 空家等及びその跡地の活用促進
- 7 特定空家等に対する措置の促進
 - ・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進
- 8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置
 - (1)財政上の措置
 - (2)税制上の措置
 - ・空き家の発生を抑制するための所得税等の特例措置
 - ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除

二 空家等対策計画に関する事項

- 1 効果的な空家等対策計画の作成の推進
- 2 空家等対策計画に定める事項
 - (1)空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類
 - ・他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等
 - (2)計画期間
 - ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等
 - (3)空家等の調査に関する事項
 - ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等
 - (4)所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5)空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用促進に関する事項
 - (6)特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項
 - (7)住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8)空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等
 - (9)その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
 - ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等

3 空家等対策計画の公表等

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進
- 2 空家等に対する他法令による諸規制等
- 3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

【補】：空き家対策総合支援事業 【交】：空き家再生等推進事業

<拡充>

①【補】略式代執行の場合と同様に、行政代執行の際の除却費用(所有者の自主的対応が困難である場合に
限る。)を補助対象とする。

国費率:2/5

※事後的に費用回収ができた場合は、国費の返納が必要

②【補】行政代執行等に関連する法務的手続等に要する費用を補助対象とする。

例) 行政代執行に向けた行政指導・措置の際に必要な弁護士相談など司法的手続等の費用

国費率:1/2

<要件の見直し(財務省予算執行調査を踏まえた見直し)>

①【補】普及啓発、ワンストップの相談窓口の設置その他の空き家の発生を抑制する事業、隣地取引のコーディネート
ネットその他の空き家の活用と除却を支援する事業等の総合的な取組を空き家対策総合実施計画に位置付
けることを要件とする。

②【補】不良住宅の除却の補助対象を、特定空家等と同趣旨のもの※に限る。

※以下のいずれかに該当すると認められるもの

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

③【補】空家等対策計画の策定等に必要となる実態把握について、空家等対策計画に数値目標や空き家対策
を推進する具体的施策を記載することを要件とする。

④【交】空き家再生等推進事業による除却・活用の実施に当たって、空家等対策計画の策定を要件とする。

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)【概要】	
市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。	
第1章 空家等に対する対応 1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」 2. 具体的事案に対する措置の検討 (1)「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等 ・固定資産税等の住宅用地特例に関する措置 (2)行政関与の要否の判断 (3)他の法令等に基づく諸制度との関係 3. 所有者等の特定	第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項 ・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。 (1)「特定空家等」の判断の参考となる基準 ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す。 (2)周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か (3)悪影響の程度と危険等の切迫性
第3章 特定空家等に対する措置 1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握 2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備 (1)立入調査 ・明示的な拒否があつた場合に、物理的強制力を行ってまで立入調査をすることはできない。 ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得る。 (2)データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供 ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供 (3)特定空家等に関係する権利者との調整 ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行うに当たっては、関係権利者と必ずしも調整を行う必要はない。 3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導 (1)特定空家等の所有者等への告知 (2)措置の内容等の検討	4. 特定空家等の所有者等への勧告 (1)勧告の実施 ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。 ・勧告は書面で行う。 ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内 (2)関係部局への情報提供 5. 特定空家等の所有者等への命令 (1)所有者等への事前の通知 (2)所有者等による公開による意見聴取の請求 (3)公開による意見の聴取 (4)命令の実施 ・命令は書面で行う。 (5)標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示 6. 特定空家等に係る代執行 (1)実体的要件の明確化 (2)手続的要件 (3)非常の場合又は危険切迫の場合 8. 必要な措置が講じられた場合の対応 ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。

ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

〔別紙1〕 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

- イ 建築物の著しい傾斜
 - ・基礎に不同沈下がある
 - ・柱が傾斜している
- ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等
 - ・基礎が破損又は変形している
 - ・土台が腐朽又は破損している

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

- ・屋根が変形している
- ・屋根ふき材が剥落している
- ・壁体を貫通する穴が生じている
- ・看板、給湯設備等が転倒している
- ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している
- ・擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している

〔別紙3〕 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。

- ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
- ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

- ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
- ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

〔別紙2〕 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

- ・吹付け石綿等が飛散する可能性が高い状況である。
- ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
- ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

〔別紙4〕 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

(3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。

- ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。

3.固定資産税の住宅用地特例の除外(国土交通省資料)

(H27 税制改正)

空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置(固定資産税等)

空家の全国的な増加が懸念される中、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、空家の存する敷地に係る固定資産税等について必要な措置を講ずる。

概要
「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の規定に基づき、市町村長が特定空家等^(注)の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例^(※)の対象から除外することとする。
(注)周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等

施策の背景

- 空家の総数(H25年10月1日時点で820万戸)は増加し続けており、今後とも、人口減少により全国的な空家の増加が懸念される状況。
- 特に、管理が不十分になった空家は、火災の発生や建物の倒壊、衛生面や景観面での悪化等多岐にわたる問題を発生させることから、空家対策の重要性が高まっている。
(地方公共団体においても、空家の適正管理等に関する条例が401件(H26.10時点)施行されている。)
- このような適切な管理が行われていない空家が放置されることへの対策として、固定資産税等の特例措置(人の居住の用に供する家屋の敷地に適用される住宅用地特例)を解除すべきとの指摘がある。
- また、前臨時国会において「市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」との規定を含む「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立したところ。
- 以上を踏まえ、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、固定資産税等の住宅用地特例に係る上述の措置を講ずることが必要。

【種類別の空家数の推移】

【管理が不十分な空家のイメージ】

参考

土地の全てが「小規模住宅用地」の場合の固定資産税額への影響(例)

		小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
課税標準額	固定資産税	1/6に減額	1/3に減額

住宅軽減が適用された課税標準額

課税標準額	土地(円)	家屋(円)	償却資産(円)	合計(円) (千円未満切捨)
固定資産税	1,799,471	1,126,958	0	2,926,000
税額	算出税額(円) (令和2年の税率は1.4%)	差引年税額(円)		
固定資産税	40,900	40,900		

住宅軽減が適用されなくなると・・・年税額に差が!!

小規模住宅用地⇒商業地等の宅地として算定される

家屋は存在しているので、そのまま

課税標準額	土地(円)	家屋(円)	償却資産(円)	合計(円) (千円未満切捨)
固定資産税	7,557,778	1,126,958	0	8,684,000
税額	算出税額(円) (令和2年の税率は1.4%)	差引年税額(円)		
固定資産税	121,500	121,500		

このケースの場合、年間80,600円の負担増になります。

土地だけを勧告前の状況と見比べると・・・ $1 \times 6 \times 70\% = 4.2 \Rightarrow 4.2$ 倍になります。

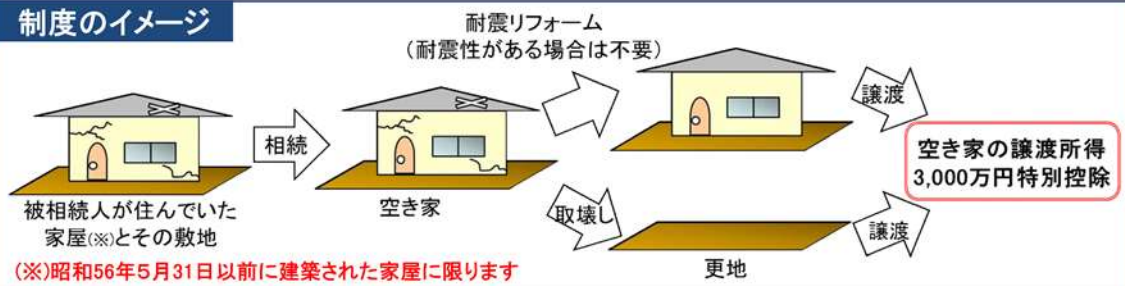
4.空家の譲渡所得の3,000万円特別控除(国土交通省資料)

(H28 税制改正・H30 改～R5.12.31)

空家の発生を抑制するための特例措置 (空家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

空家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、**耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合**には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除します。

制度のイメージ



平成31年度税制改正のポイント

これまで、相続開始の直前まで、被相続人が家屋に居住している場合のみが適用対象でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡について、**要介護認定等を受け、被相続人が相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していた場合も、一定要件を満たせば適用対象となります。** ※要件の詳細は2ページ以降参照

相続発生日を起算点とした適用期間の要件

特例の適用を受けるための、空家・敷地の譲渡日は、以下の2要件を共に満たすことが必要になります。

- ①相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること。
- ②特例の適用期限である2023年12月31日までであること。

※被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合については、2019年4月1日以降の譲渡が対象です。



特例を受けるための手続き

家屋所在地の市区町村にて「**被相続人居住用家屋等確認書**」の交付申請
※2ページ～3ページ参照

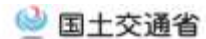
お住まいの管轄税務署にて
確定申告
※3ページ参照

特例適用

5.低未利用地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の100万円控除(国土交通省資料)

(令和2年税制改正)

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置



地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生を予防を図る。

低額な不動産取引の課題

想定したよりも
売却収入が低い

相対的に譲渡費用
(測量費、解体費等)
の負担が重い

様々な費用の支出があつ
た上に、さらに
課される譲渡所得税の
負担感が大きい

土地を売らずに、低未利用地（空き地）として放置

売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見出す者への譲渡を促進

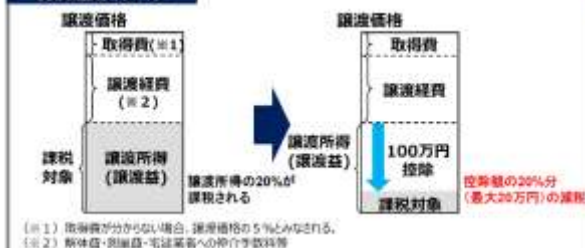
新たな特例措置の概要

※令和2年7月1日～令和4年12月31日

- ・土地とその上物の取引額の合計が500万円以下
 - ・都市計画区域内の低未利用土地等
- ※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主が利用の意向を有することについて市区町村が確認したものに限る。
- の要件を満たす取引について、売主の長期譲渡所得を100万円控除。

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

特例適用イメージ

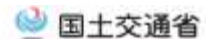


利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ

13番 (Image: House)



特例措置の主な適用条件



本特例措置は、**令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間**に以下の主な要件に該当する譲渡をした場合に適用を受けることができる。

- ① 譲渡した者が**個人**であること。
- ② 低未利用土地等（**都市計画区域内にある土地基本法第13条第4項に規定する低未利用土地**（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地）又は当該低未利用土地の上に存する権利）**であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について、市区町村長の確認がされたもの**の譲渡であること。
- ③ 譲渡の年の1月1日において**所有期間が5年を超えるもの**の譲渡であること。
- ④ 低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の**合計が500万円を超えないこと**。

住宅・土地税制

住宅の取得に利用可能な税制特例

- ①住宅ローン減税【所得、個人】
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与】
- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録】
- ④不動産取得税に係る特例措置【不動産】
- ⑤新築住宅に係る税額の減額措置【固定】
- ⑥認定長期優良住宅に関する特例措置【所得、登録、不動産、固定、個人】
- ⑦認定低炭素住宅に関する特例措置【所得、登録】
- ⑧買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録、不動産】

住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ①住宅ローン減税【所得、個人】
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与】
- ③耐震改修に関する特例措置【所得、固定】
- ④省エネ改修に関する特例措置【所得、固定】
- ⑤バリアフリー改修に関する特例措置【所得、固定】
- ⑥長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得、固定】
- ⑦同居対応改修に関する特例措置【所得】

住宅・土地の譲渡に利用可能な税制特例

- ①居住用財産の譲渡に関する特例措置【所得、個人】
- ②空き家の発生を抑制するための特例措置【所得、個人】
- ③低実利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置【所得、個人】

所得	個人	贈与	登録	不動産	固定
所得税	個人住民税	贈与税	登録免許税	不動産取得税	固定資産税
国税	町税	国税	国税	県民税	町税
譲渡所得	生存する個人からの財産の受取	所有権の保存、移転等に係る登記	不動産の取得	不動産の所有	
事業所得又は雑所得					

7.空き家の流通促進(国土交通省資料)

⑦「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」の改正

報酬規制の趣旨

宅地建物取引業者が、媒介・代理の依頼者の取引知識や経験が乏しいことに乗じて、依頼者に対して不当に高額な報酬を請求することがないよう、**依頼者の保護及び宅地建物取引の公正の確保を目的として、報酬額の上限を規制**

○宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)(抄)

(報酬)

第四十六条 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる。

2 宅地建物取引業者は、前項の額をこえて報酬を受けてはならない。

3・4 (略)

現行の報酬額の上限の算定方法

売買又は交換の媒介・代理の依頼者の一方から受けることのできる報酬額は、売買の代金又は交換に係る宅地又は建物の価額に応じて、**以下の割合を乗じて得た金額を合計した金額以内**

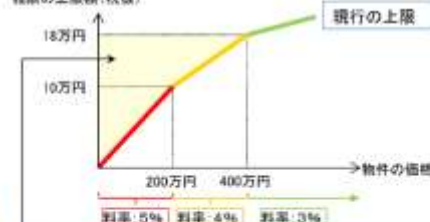
物件価格に応じて以下の割合を乗じる

200万円以下	5.4%
200万円超～400万円以下	4.32%
400万円超	3.24%

(※成約時に売主又は買主から成功報酬として受領(代理の場合は2倍)

法制定当初(昭和27年)に都道府県ごとに定めていた報酬の額を参考に、昭和45年に上記の旨を定めた告示を制定

報酬の上限額(概算)



報酬告示の改正内容(H30.1.1より施行)

売主から薄黄色で塗りつぶした部分まで受領可能とするよう改正。

【概要】低廉な空き家等(物件価格が400万円以下の宅地建物)であって、通常より現地調査費用等を要するものについては、従来の報酬額の上限に加えて、当該費用等を考慮した額の報酬を売主から受領できるようにする(ただし、18万円を上限とする)。

8

8.空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(国土交通省資料)

③「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」について

平成30年6月8日公表

- 空き家の利活用の促進を図る上で、宅地建物取引業者等の民間事業者等との連携が重要。
- 市町村が空き家所有者情報を民間事業者等に提供するための法制的な整理や、空き家所有者情報の収集・同意取得の留意点等の運用方法、先進的な取組事例等を内容とするガイドライン(試案(平成29年3月公表)を拡充したもの)を策定・公表。

1. 法制的整理

- 空き家特措法により、課税情報等を空き家対策のために市町村内部で利用できるようになった。当該情報を基に空き家所有者本人への接触も可能。
- 所有者本人の同意が得られれば、課税情報を含む空き家所有者情報を民間事業者等に提供することが可能であり、個人情報保護条例、地方税法及び地方公務員法に抵触しない。

2. 空き家所有者情報の提供に関する運用の仕組み

空き家所有者情報の外部提供スキーム(イメージ)



- ① 市町村による空き家の特定・所有者調査(課税情報も活用)
- ② 空き家所有者に外部提供の意向確認
- ③ 空き家所有者の同意
- ④ 所有者情報を提供
- ⑤ 事業者と所有者の接触

○ 空き家の特定等(左記①)に活用されている情報

固定資産税課税情報/不動産登記情報/住民票記載情報/水道開栓情報/自治会等からの情報/死亡届等

○ 同意取得(左記③)に当たっての留意事項

(1)同意取得の相手方: 所有者

(2)同意取得の内容:

① 情報の提供先

例: ○○協会△△支部及び所属事業者

② 提供先における利用目的

③ 提供される情報の内容

例: 氏名、連絡先、利活用の意向、物件情報等

(3)同意取得の方法: 書面が望ましい

○ 所有者情報の提供(左記④)に当たっての留意事項

○ 市町村による民間事業者の登録制度市町村と事業者団体との協定等が考えられる(市町村が積極的に関与)

○ 苦情対応やトラブル防止に配慮した仕組みづくりが重要

3. 市町村における先進的な取組

- 市町村の先進的な取組事例を、スキーム図や実際に使用している同意書の書式等とともに紹介。

4

ガイドラインの概要

抜粋

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

(平成29年総務省告示167号)の解説

令和2年3月1日

総務省

3-5-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外(第13条第10項関係)

第13条(第10項)

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行うおうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会(刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等)がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。

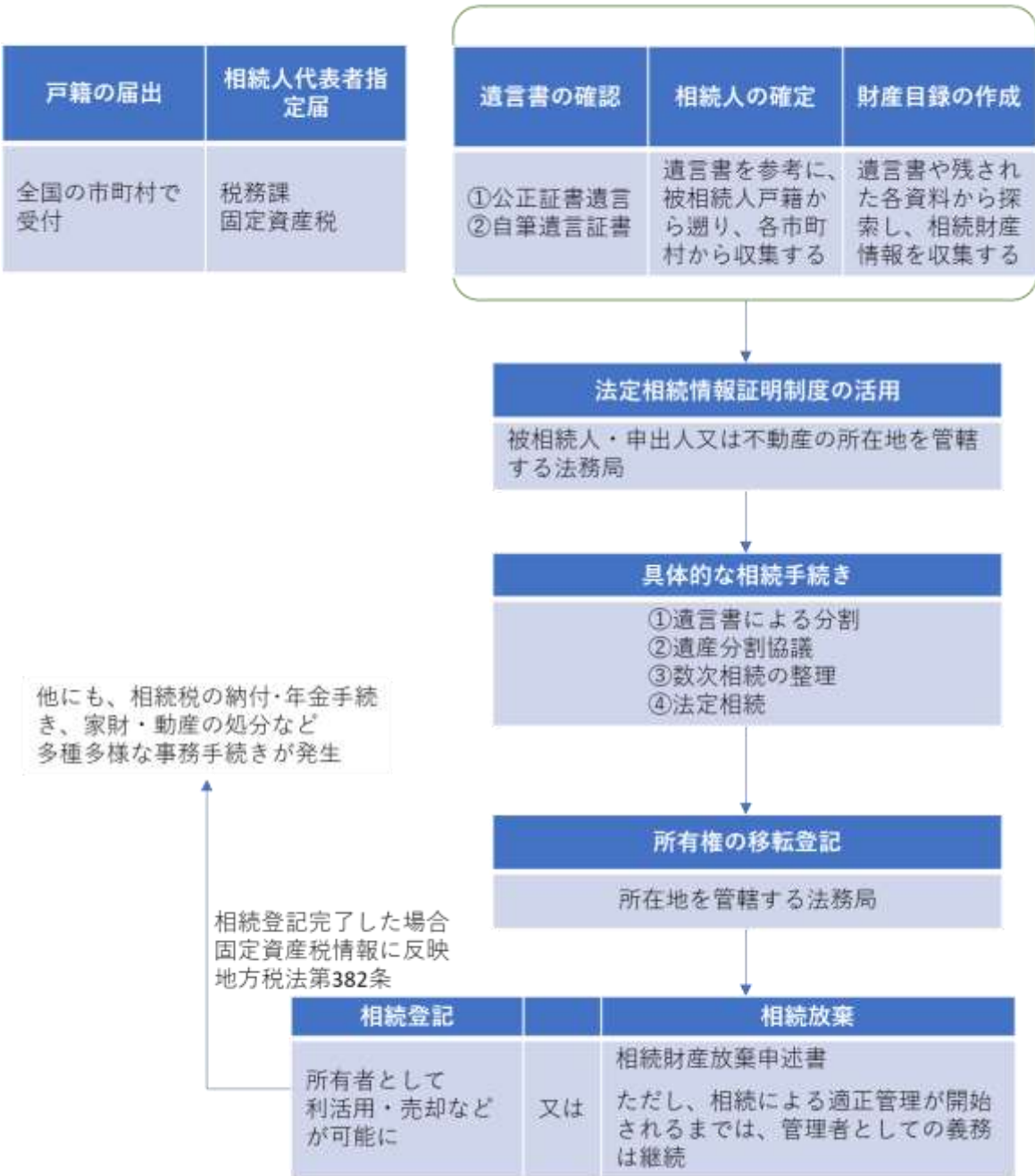
例えば、地方自治体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の転居先の情報を照会してきた場合であって、以下の2点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該所有者等の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。

① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること

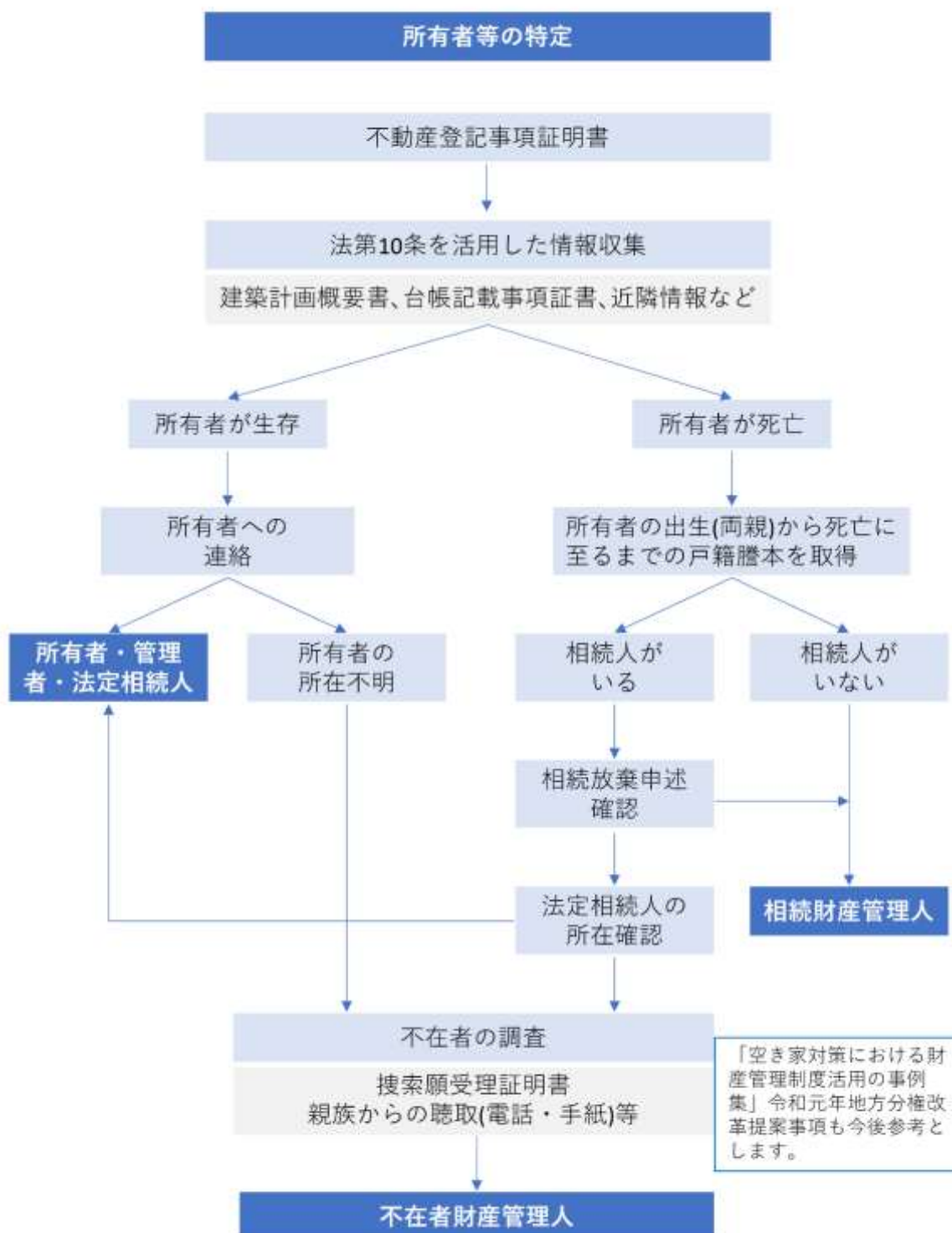
② 当該自治体が他に取得可能な合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

なお、この場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならず、例えば個別の信書に関する情報や内容等を提供することまでを許容するものではない。

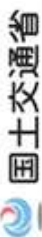
所有者等が亡くなった後の主な手続き



11. 空き家所有者・管理者および法定相続人の特定



(1)不在者財産管理制度(2)相続財産管理制度(概要と手続)



○所有者の所在が不明又は相続人不存在の土地は、不在者財産管理制度や相続財産管理制度によって選任された財産管理人※との契約により、管理・利用・取得(別途、裁判所の権限外行為の許可を得なければならぬ場合もある。)することが可能。

※資格要件はないが、弁護士、司法書士等の専門職が選ばれる場合が一般的。

不在者財産管理制度

＜適用＞

- ・従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者(不在者)に財産管理人がいない場合
- ・不在者の利害関係人又は検察官が、不在者の従来の住所地等を管轄する家庭裁判所に申立て

＜一般的な手続の流れ＞

- ・家庭裁判所は、申立てにより不在者財産管理人を選任
- ・財産管理人は、不在者の財産を調査し、財産目録や財産状況に関する報告書を作成して家庭裁判所に提出
- ・財産管理人は、不在者の財産を管理、保存し、定期的に財産状況を家庭裁判所に報告
- ・必要があれば、家庭裁判所から「権限外行為許可」を得て、財産管理人が不在者の財産である株、不動産等の売却を行うことができる。

[民法第25条～第29条]

相続財産管理制度

＜適用＞

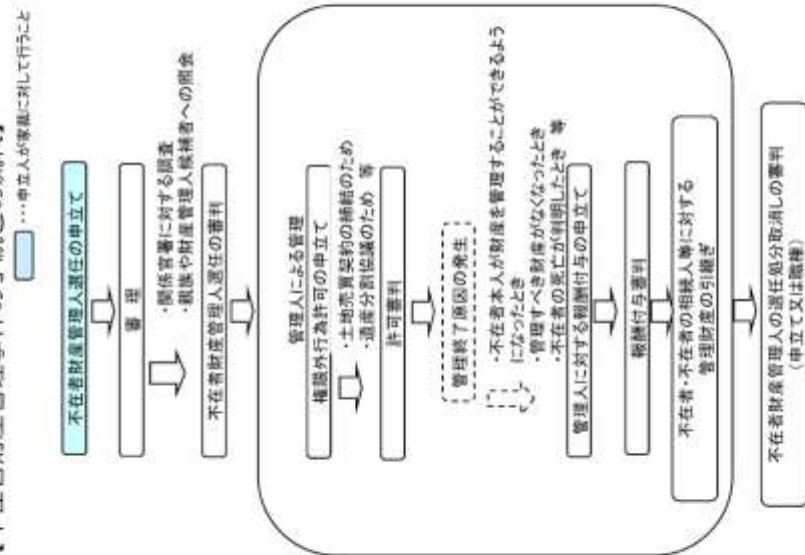
- ・相続人のあることが明らかでないとき
(相続人全員が相続放棄をした場合も含まれる。)
- ・被相続人の利害関係人又は検察官が、相続を開始した地(被相続人の住所地)等を管轄する家庭裁判所に申立て

＜一般的な手続の流れ＞

- ・家庭裁判所は、申立てにより相続財産管理人を選任・その公告(①)
- ・①から2か月経過後、財産管理人は、2か月以上の期間を定めて相続権者・受遺者に対する請求申出の公告(②)
- ・②の公告期間満了後、なお相続人があることが明らかでないときは、財産管理人の申立てに基づき、家庭裁判所が6か月以上の期間を定めて相続人搜索の公告(③)
- ・③で定めた相続人搜索の公告期間満了時まで、相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定
- ・財産管理人は、被相続人の財産を調査し、財産目録や財産状況に関する報告書を作成して家庭裁判所に提出
- ・財産管理人は、被相続人の財産を管理、保存し、定期的に財産状況を家庭裁判所に報告
- ・必要があれば、家庭裁判所から「権限外行為許可」を得て、財産管理人が相続財産である株、不動産等の売却を行うことができる。
- ・財産管理人は、相続債権者等に対して被相続人の債務を弁済するなど所定の事務処理をし、残った財産を国庫に帰属させる。
(特別縁故者に相続財産の分与がなされる場合もある)

[民法第951条～第959条]

【不在者財産管理事件の手続きの流れ】



相続財産管理人選任の申立て

審理

・ 戸籍上相続人が存在しない場合
・ 戸籍上相続人がいるが、相続資格がない場合（相続放棄等）
・ 相続財産が存在することの確證

相続財産管理人選任の審判

管理人による管理

権限が行方許可の申立て

・ 土地売買契約の締結のため
・ 遺産分割協議のため 等

許可審判

相続財産管理人選任の公告

2か月経過後

相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告

2か月以上の一定期間経過後

相続人捜索の公告

6か月以上の公告期間

（「公告期間満了・相続人不存在の確定」）

特別留置者に対する財産分与の申立て

却下の審判

分与の審判

分与の実行

管理人に対する報酬付与の申立て

報酬付与審判

因事引継ぎ

管理終了原因の発生

管理すべき財産がなくなるとき 等

相続財産管理人の選任処分取消しの審判
（申立て又は無効）

○ 制度根拠：民法第25条から第29条、第951条から第959条

法務省民事局參事官室	所管
------------	----

あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

● 現行

戸籍書類一式

返却

A銀行(預金払戻)

B銀行(預金払戻)

登記所(相続登記)

● 新制度

法定相続情報一覧図の写し(無料で必要な通数を交付)

ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。

①-2 法定相続情報一覧図を作成します。

①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。

② 確認・交付(登記所)

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却

③ 利用

③ 各種相続手続きへお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に)

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

ポイント！
時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

見本

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

15.民法(相続法)の改正(法務省資料)



- 1.配偶者居住権の新設
- 2.婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- 3.預貯金の払戻し制度の創設
- 4.自筆証書遺言の方式緩和
- 5.法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設
- 6.遺言の活用

16.住宅業界に関連する民法改正の主要ポイント(国土交通省資料)



- 1.瑕疵から契約不適合へ
- 2.損害賠償請求
- 3.契約解除
- 4.請負人の報酬請求
- 5.請負人の担保責任
- 6.債権の消滅時効
- 7.不法行為の消滅時効
- 8.改正民法の施行日前後に関連した事項
- 9.「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による関係法律の改正
- 10.その他情報

17.成年後見人制度の概要(出典:法務省)

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けている のが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分 な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることが できる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年 後見人・保佐人・補 助人)の同意が必要 な行為	(注2)	民法13条1項所定の行 為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁 判所が審判で定める「特 定の法律行為」(民法13 条1項所定の行為の一部) (注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以 外の行為(注2)	同上 (注3)(注4)(注5)	同上 (注3)(注5)
成年後見人等に与え られる代理権の範囲	財産に関するすべての法 律行為	申立ての範囲内で家庭裁 判所が審判で定める「特 定の法律行為」(注1)	同左 (注1)

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

18.参考資料 空き家活用のための様々な手法



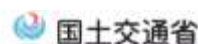
一部のみ掲載しています。他にも、リバースモーゲージやリースバックなど、民間金融機関や不動産事業社、社会福祉協議会が運営する金融商品・サービスなどがあります。

中古住宅の住宅性能表示制度

高齢者向け住宅改造施工業者登録制度

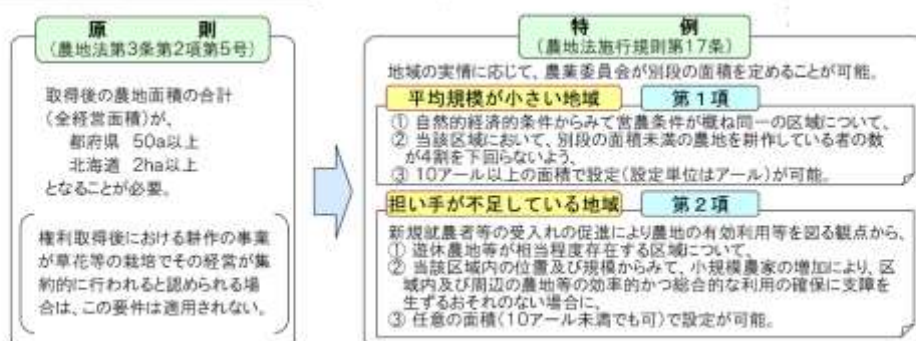
住宅リフォーム瑕疵担保責任保険

空き家に付随した農地の別段の面積の設定



- 空き家バンクの取組を通じて「農地付き空き家」の提供を行い、移住希望者を呼び込んでいる自治体が増えている。
- 農地の権利取得には農業委員会の許可が必要だが、そういった自治体では、許可要件のうち下限面積要件について、新規就農を促進する観点から、空き家に付随する農地に「別段の面積」を設定する取組が行われている。

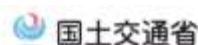
- ・ 農地の権利取得にあたっては、農業委員会の許可を受ける必要があり、一定の要件を満たす場合に許可(農地法第3条)。
- ・ 許可要件のうち、**下限面積要件**については、都府県は原則50a(北海道は2ha)以上とされているが、地域の実情に応じて一定の区域について、**農業委員会の判断**でこれよりも小さい面積を「別段の面積」として設定することが可能。
- ・ 「別段の面積」の設定については、次のいずれにも該当するような場合には、「**新規就農を促進するために適当と認められる面積**」を「別段の面積」とすることが可能(農地法施行規則第17条第2項)。
- ・ 遊休農地等が相当程度存在
- ・ 小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない
- ・ 実際、この規定により、自治体の空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、「別段の面積」を1a(100㎡)まで引き下げ、新規就農者を呼び込む自治体の取組が拡がっている。



【農地の権利取得における下限面積要件】

3

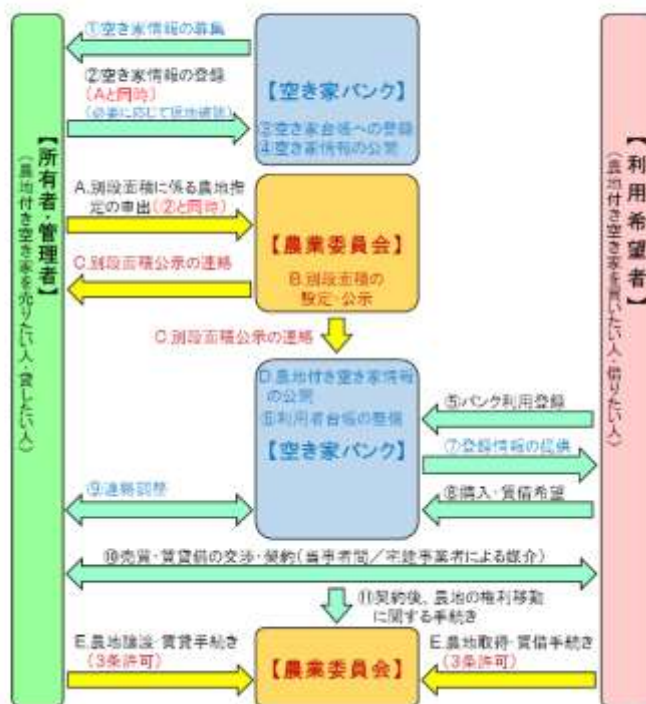
「農地付き空き家」提供の流れ



- 既に取組を行っている自治体の例を参考に、「農地付き空き家」の提供までの流れを整理すると以下の通り。

「農地付き空き家」の取組フロー

- 空き家の活用・移住促進に向け、自治体で「空き家バンク」を立ち上げ。
- 空き家となった農家住宅の所有者が付随する農地とともに売却等を希望する場合、「空き家バンク」への登録とともに、農業委員会に「別段の面積」の設定について申出。
- 農業委員会が地域の実情に応じて、「別段の面積」を設定・公示。
- 「農地付き空き家」として「空き家バンク」で利用希望者を募集。宅建事業者による媒介、契約等。
- 農地所有者、購入者・賃借人による農地の権利移動に係る農業委員会への許可申請、農業委員会の許可。



20.財政上の措置(国土交通省資料)

空き家対策総合支援事業 延長・拡充 令和3年度当初予算:45億円

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

- ・空き家の除却
 - 例:特定空家等の除却
 - ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- 拡充

特定空家等に至る前段階において、将来的に特定空家等になる蓋然性が高い未接道、狭小敷地等の空き家の除却等への支援を強化
- ・空き家の活用
 - 例:空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用
- ・空家等対策計画の策定等に必要となる空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定
 - 例:所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等
- ・関連する事業等
 - 例:周辺建物の外観整備、残置財産の撤去費等

空き家の除却

居住環境の整備改善のため、空き家を除却し防災空地を整備

空き家の活用

地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

以下の①、②を満たす市区町村

- ①空家等対策計画を策定
- ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある

など

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5	国 2/5	地方公共団体 3/4
活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3	国 1/2	地方公共団体 1/2

事業期間 延長

事業期間を5年間延長
(令和3年度～令和7年度)

除却&活用 除却後の跡地若しくは増改築等の後の建築物が
地域活性化のための計画的利用に供されるもの

空き家再生等推進事業 (社会資本整備総合交付金等の基幹事業) 社会資本整備総合交付金
及び防災・安全交付金の内訳

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却または、空き家住宅又は空き建築物の活用等に対し支援を行うもの。

補助対象市区町村

- ・空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、**計画的な活用・除却を推進すべき区域**として地域住宅計画等に定められた区域

など

補助対象事業

- ・空き家の活用
(例:空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例:ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・空き家の実態把握
(例:空き家数の調査)

など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

〈事業活用イメージ〉

市区町村による活用・除却等の事業を支援

空き家の活用

・空き家を地域活性化のため、観光交流施設に活用

空き家の除却

・居住環境の整備改善のため、空き家を除却し、ポケットパークとして利用

21.住宅セーフティネット制度(国土交通省資料)

新たな住宅セーフティネット制度の概要

別紙

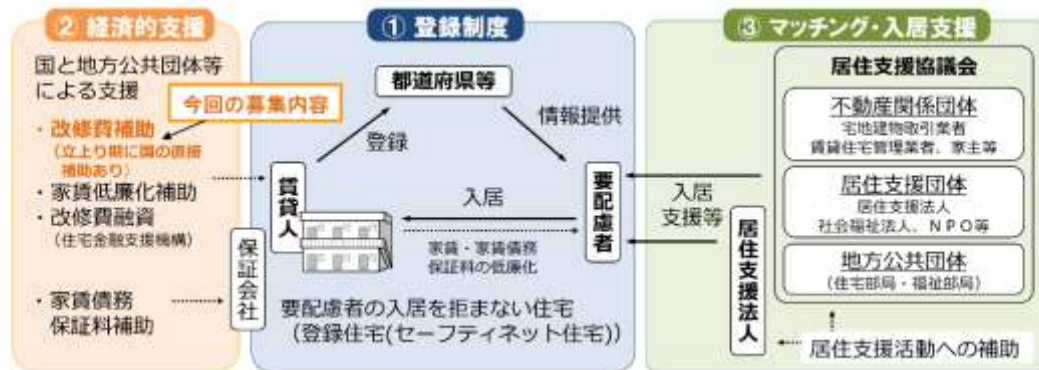
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



セーフティネット住宅(専用住宅)の改修費への支援

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

(令和2年度予算)
スマートウェルネス住宅等推進事業：250億円の内訳
社会資本整備総合交付金等の内訳

今回の募集内容		地方公共団体へお問い合わせください
国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内訳】 ※令和2～4年度		地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内訳】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	①共同居住用住宅に用途変更するための改修・間取り変更、 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)、 ③防火・消火対策工事、 ④子育て世帯対応改修、 ⑤耐震改修、 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)、 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象	
補助率・ 補助限度額	国1/3	国1/3 + 地方1/3
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 (75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額) ※公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額(例 東京都文京区:6.7万円、大阪市:6.4万円、静岡県:5.4万円、青森市:4.4万円)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他 主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。	

2

22.住宅市場を活用した空き家対策モデル事業(国土交通省資料)

住宅市場を活用した空き家対策モデル事業

新規

令和3年度当初予算:3.5億円

全国における空き家対策を加速化するため、空き家対策の執行体制の整備が必要な地方公共団体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取組むモデル的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図る。

事業内容

1. 空き家に関する相談窓口等の民間連携支援

相談窓口等の空き家対策の執行体制の整備が必要な地方公共団体を対象として、空き家相談のための人材育成、法務・不動産・建築等の多様な専門家と連携した相談体制を構築する取組を支援。



2. 住宅市場を活用した空き家に係る課題の解決

空き家に係る全国共通の各種課題に対して、住宅市場を活用した空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援。

<想定される取組例>

- * 空き家対策と居住支援を連携させ、住宅確保要配慮者向けの住宅を確保する取組
- * シェアリング・サブスクリプション等を活用したビジネス化・産業を展開し、空き家の潜在需要を喚起する取組
- * 遠隔地や海外に住む所有者が安心して円滑に売却できる方法を模索する取組
- * コロナ禍後の新生活様式のためのテレワークやサテライトオフィス等に活用するための空き家を転用する取組

事業要件

- ・上記1. については原則として地方公共団体と専門家等が連携して実施すること
- ・本事業の成果を広く公開すること

補助対象

市区町村、民間事業者等

補助率

定額補助

事業期間

令和3年度～令和5年度

23.ランドバンク(国土交通省資料)

(3)【事例3】つるおかランドバンクによる面的整備の取組



国土交通省

- ランドバンクは行政と専門人材により構成し、地域における相談体制の構築、空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地の適切な利用・管理に向けたマッチング・コーディネートや所有者に代わる管理等の機能を担う。
- 相続等を契機とした空き地等の増加による空洞化や、多数の狭隘道路、狭小住宅地等の存在により地域環境が悪化している市街地においては、ランドバンクが取引のコーディネート、適切な管理等を担うことにより、低未利用不動産の有効利用による狭隘道路の解消、公共空間の整備等を推進し、地域環境の向上を図ることが必要。

つるおかランド・バンクの事例 (山形県鶴岡市)

ランドバンクの業務

① マッチング・コーディネートによる活用促進

ランドバンクは土地の取得、除却、道路用地の確保、隣地への売却等のコーディネートを行い、近隣住民等のニーズにこたえつつ、狭隘道路の拡幅や、それに伴い可能となる新たな整備、狭小宅地の解消等による地域環境の向上を図る。



相続等を機に、空き家・空き地が発生



- ・流通価値まではないが、近隣居住者等にとって潜在的な利用価値がある不動産を掘り起し
- ・権利者間の取引をコーディネート



併せて道路の拡幅等を行うことで、建築基準法で制限されていた建築行為が可能となり、**空き家・空き地の有効活用と地域環境の向上を一体的に実現**



狭隘道路の解消となった例
建て替えられた住宅
建て替えにより道路が拡幅

② 空き地・空き家の管理

売却するまでの間、草刈りや不法投棄のための巡回、隣地との境界点検、現況の確認などの管理を所有者から管理費用を徴収した上で実施。

24.省エネ性能住宅の推進

グリーン住宅ポイント制度の概要

別紙1

1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象。

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	基本の場合 40万円/戸 特例の場合* 100万円/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネルギー消費率4以上を満たす住宅)	30万円/戸 60万円/戸

*特例の場合(以下のいずれかに該当)
・優良地区から移住**するための住宅
・災害リスクが高い区域***から移住するための住宅
・子育て世帯****が取得する住宅
・高齢者世帯****が取得する住宅

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万円/戸
②東京圏から移住**するための住宅	(住宅の購入に伴う場合は45万円/戸)
③災害リスクが高い区域***から移住するための住宅 または住宅の売却に伴い購入する既存住宅	15万円/戸

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合) 全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万円/戸

住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数(1戸あたり上限30万円)

【上乗せ特例①】若者・子育て世帯****がリフォームを行う場合、上限を45万円に引き上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万円に引き上げ)

【上乗せ特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万円に引き上げ

対象工事等	発行ポイント額
窓・ドア	ガラス 0.2~0.7万円/枚 内外窓 1.3~2.0万円/箇所 ドア 2.4, 2.8万円/箇所
新築改修	外壁、屋根、天井又は床 1.6, 3.2万円/㎡ 外壁 5, 10万円/㎡ 屋根・天井 床 3, 6万円/㎡
エコ住宅設備	太陽熱利用システム、蓄熱熱源機、高効率給湯器 2.4万円/戸 節水型トイレ 1.6万円/台 節湯水栓 0.4万円/台
新築改修	15万円/戸
バリアフリー改修	手すり 0.5万円/戸 段差解消 0.6万円/戸 廊下幅等拡張 2.8万円/戸 ホームエレベーター設置 15万円/戸 衝突緩和装置の設置 1.7万円/戸
リフォーム専任変更等への加入	0.7万円/契約

※上記要項を特例を要した発行ポイント額が5万円未満のものはポイントの発行対象外

3 ポイントの交換対象商品等

・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域復興」に資する商品
・「新たな日常」、「テレワークや感染症予防」及び「防災」に対応した追加工事

※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

※ グリーン住宅ポイント制度国土交通省HP (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html)

25.大磯町中小企業向けの各種支援制度

- ・生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画
- ・大磯町創業者支援利子補給金交付制度
- ・中小企業金融対策融資・資金利子補給
- ・中小企業退職金共済制度奨励補助金
- ・中小企業信用保証料補助金
- ・セーフティネット保証
- ・大磯町小規模事業者販路開拓支援補助金

26.住宅の耐震診断等補助制度

主な対象 昭和 56 年以前に建てられた木造住宅

耐震診断の費用	150㎡以下	90,000+消費税
	150㎡超~200㎡以下	100,000+消費税
	200㎡超	要相談

補助内容	耐震診断	上記耐震診断費用のうち 70,000 円を補助 ただし、緊急輸送路沿い、非課税世帯は別途	
	耐震補強設計	税抜き費用の 1/2	上限 100,000 円
	工事監理		上限 50,000 円
	耐震補強工事		上限 500,000 円

大磯町空家等対策計画

令和3年8月

大磯町都市建設部都市計画課
〒255-8555 大磯町東小磯 183



0463-61-4100(内線 242)



0463-61-1991



akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp